



日置市子どもの生活応援計画

令和4年3月

編集・発行 日置市役所（福祉課）

〒899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

TEL 099-273-2111 FAX 099-273-3063



日置市子どもの生活応援計画

（令和4年度～6年度）



# 日置市子どもの生活応援計画



令和4年3月

鹿児島県 日置市

令和4年3月

鹿児島県日置市



## はじめに



我が国の子どもの貧困率は、平成 30 年時点で 13.5%と約7人に1人の子どもが平均的な所得の半分に満たない世帯で暮らしていることが確認され、子どもの貧困は大きな社会問題として危惧されています。

国は、平成 26 年 1 月に施行した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を令和元年 9 月に改正・施行し、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することを明記するとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先的に考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが新たに明記され、市町村においても計画を定めるよう努める旨が規定されたところです。

県においては、令和 2 年 3 月に「かごしま子ども未来プラン 2020」を策定し、生まれながらの格差をなくし、子どもたちが未来に夢と希望を持って、安心してたくましく、心豊かに成長できる社会づくりを推進しています。

このため、本市としても計画を策定することとし、その前段として令和 2 年度に「子どもの生活に関するアンケート調査」を行い、子どもの生活実態や家庭の状況等の把握に努めたところです。この結果を基に、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するために、本市の実態に見合った「日置市子どもの生活応援計画」を策定しました。

計画の推進にあたっては、子どもやその家族と接点を持つ市民、団体、事業者や行政機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、必要な支援を届けていくことが大変重要になります。市民の皆様には今後一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、日置市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、本計画の策定に多大なお力添えをくださいました関係者の皆様、また貴重なご意見やご提案をお寄せくださいました多くの方々に、心から御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

日置市長 永山 由高

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画対象の範囲	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
<b>第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題</b>	<b>5</b>
1 子どもの貧困の動向（世界・国・鹿児島県・日置市）	6
（1）国際的な動き	6
（2）国の動き	7
（3）鹿児島県の動き	8
（4）日置市の動き	8
2 日置市における子どもの貧困を取り巻く現状と課題	9
（1）統計データからみる日置市の現状	9
（2）子どもの生活に関するアンケート調査の結果	14
（3）キーパーソンヒアリング調査の結果	19
（4）各種調査結果を踏まえた課題整理	22
<b>第3章 計画の全体像</b>	<b>25</b>
1 基本理念及び基本目標	26
2 施策体系	27
<b>第4章 施策と主な取組</b>	<b>29</b>
基本目標1 子どもに届く経済的な支援	30
基本目標2 子どもの豊かな成長を支える教育の支援	34
基本目標3 子どもと保護者の安定した生活の支援	40
基本目標4 保護者の就労支援	47
基本目標5 地域で支える制度利用・相談体制の支援	50
<b>第5章 計画の推進施策</b>	<b>55</b>
1 日置市における連携体制	56
2 庁内施策	57
3 市民、地域、事業所との連携	57
4 国、県、近隣自治体等との連携	57
5 計画の進捗状況の評価	57

資料編	58
1 日置市子ども・子育て会議設置条例	58
2 日置市子ども・子育て会議委員名簿	60
3 子どもの貧困対策の推進に関する法律	61
4 子供の貧困対策に関する大綱	62
5 子供の未来応援国民運動	65
6 子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）	66
7 用語解説	67



# 第 1 章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

(注釈※ P67～にて用語解説あり)

## 1 計画策定の背景と趣旨

### ■ 計画策定の背景

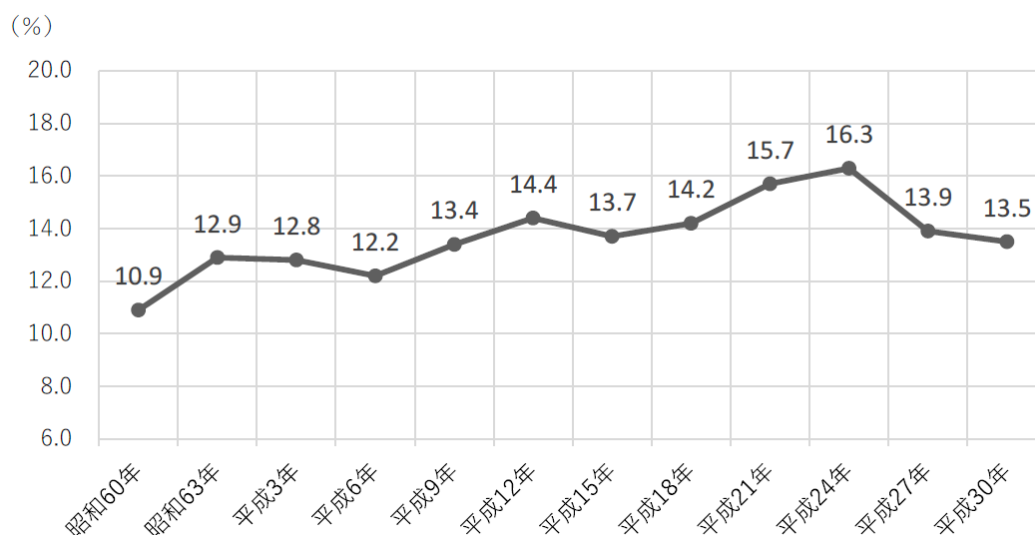
厚生労働省の国民生活基礎調査<sup>※12</sup>（令和元年度）によると、国の子ども<sup>※15</sup>の貧困率は、平成30年時点で13.5%、およそ7人に1人が貧困の状態であるとされています。

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。この法律に基づき、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めるなど、子どもたちが将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

本市においては、令和2年3月に、子ども・子育て支援<sup>※16</sup>に関する施策を幅広く網羅した「日置市子ども・子育て支援事業計画<sup>※17</sup>」を策定し、保育・教育、地域の子育て支援の充実を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境の整備を図ってきました。

そのうえで、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、今後の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「日置市子どもの生活応援計画」を策定するものです。

子どもの貧困率の推移



厚生労働省 令和元年国民生活基礎調査の概況

## 2 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次日置市総合計画」をはじめ、「日置市子ども・子育て支援事業計画」や「日置市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図るとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正」、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し内容、県の「子どもの貧困対策計画」の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策を推進するものです。

## 3 計画対象の範囲

国の「子供の貧困対策に関する大綱」による子供の貧困対策の方針では、生活保護法や生活困窮者自立支援法<sup>※34</sup>等の関連法制を一体的に推進することとされています。

生活困窮者自立支援制度では、高校卒業が自立のための一つのポイントとされていることから、以下を対象と位置付け、計画を推進します。

【対象者】生まれる前から18歳までの子どもとその家庭

(対象者の状況)

- ・経済的困窮などの課題を抱える子どもとその家庭
- ・保護者の疾病や障がい、ひとり親<sup>※47</sup>家庭等によって課題を抱えやすい状況にある子どもとその家庭

## 4 計画の期間

本計画の期間は令和4年度から令和6年度の3年間とします。以降、本計画は子ども・子育て支援事業計画に包括する形で策定、掲載を行います。

ただし、法律、大綱、社会情勢の変化やその他の制度改正等により、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
日置市 子ども・子育て支援事業計画					日置市 子ども・子育て支援事業計画 (「子どもの生活応援計画」の掲載)				
		日置市 子どもの生活応援計画							



## 5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

### (1) アンケート調査

計画の策定にあたり、市民の意識や今後のまちづくりに向けた意向などを把握することを目的に、令和2年度に市内の小学5年生の児童及び中学2年生の生徒とその保護者（小学1、2年生の保護者も含む）を対象に「子どもの生活に関するアンケート調査」を実施し、子どもの生活実態や家庭の状況等の把握を行いました。

### (2) 日置市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、「日置市子ども・子育て会議」を令和3年10月から令和4年2月にかけて計3回開催し、計画について検討・意見聴取を行いました。

### (3) 関係団体等ヒアリング

日頃から子どもの支援に関わっている関係団体の方たちを対象に、地域での子どもの貧困の課題や今後の対策推進に向けて、令和3年8月に新型コロナウイルス感染症拡大に配慮し、郵送によるヒアリング調査を行いました。

### (4) パブリックコメント

計画素案を市のホームページと市の窓口で公表し、令和4年1月から2月にかけて計画内容全般に関する意見募集を行いました。

## 第 2 章

### 子どもの貧困を取り巻く現状と課題



## 第2章 子どもの貧困を取り巻く現状と課題

### 1 子どもの貧困の動向（世界・国・鹿児島県・日置市）

#### （1）国際的な動き

「持続可能な開発目標（SDGs※60）」とは、平成27年に国連において採択された、全ての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであることから、SDGsの達成を目指すとともに、本計画において関連する開発目標を提示します。

SDGsの目標「1. 貧困をなくそう」「4. 質の高い教育をみんなに」「10. 人や国の不平等をなくそう」でも掲げられているよう、貧困の連鎖を断ち切るためにも、私たち皆がこの問題に関心を持ち、支援に取り組むことが重要です。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



## (2) 国の動き

日本は、先進国でありながらも多くの子どもたちが貧困に苦しんでいるという現状があり、子どもの貧困問題を解決するため、政府の「子供の未来応援国民運動」をはじめとしたさまざまな活動が個人や団体によって各地で行われていますが、すべての子どもを貧困から救うためには資金や人材が不足しています。「子供の未来応援プロジェクト」の取組として「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に分けた支援に取り組んでいます。

### 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立、平成26年1月17日に施行されました。

### 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、国は法に基づきすべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現をめざし、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、子どもの貧困率や生活保護<sup>※36</sup>世帯に属する子どもの進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などの具体的な取組を明示しています。

### 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定されました。今回の改正では、目的規定として、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童権利条約の精神に則り推進することが明記されました。

### 「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し

新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会をめざしていく必要がある。」「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。」ことが目的に明記されるとともに、基本的方針として、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かないまたは届きにくい子供・家庭への配慮、地方公共団体による取組の充実が掲げられています。

### (3) 鹿児島県の動き

---

鹿児島県は子育て世代の貧困率が日本でも有数の高さとなっています。その地理や地域性もあって子ども食堂<sup>※18</sup>などの導入も他の地域よりも遅れがちな現状がありますが、これまで、「かごしま子ども未来プラン 2020（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」等の各分野の個別計画に基づき、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの柱を中心に各種施策の総合的な推進に積極的に取り組んでいます。

### (4) 日置市の動き

---

本市においては、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「日置市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児<sup>※54</sup>期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境の整備に取り組んできました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体の責務が「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」及び「市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることを努力義務とする」とされるなど、子どもの貧困対策における市町村の役割が高まっています。

こうした動きを受け、生活保護や生活困窮の対象となる家庭はもとより、生活に支援が必要な家庭、経済的な不安や就労に関する悩みを抱えるひとり親家庭などが、その状態から自立していくための支援を行うとともに、子どもたちにとって明るい未来を切り拓いていくための施策展開を図ることが求められています。

すべての子どもがその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していくことができる日置市の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「日置市子どもの生活応援計画」を策定します。



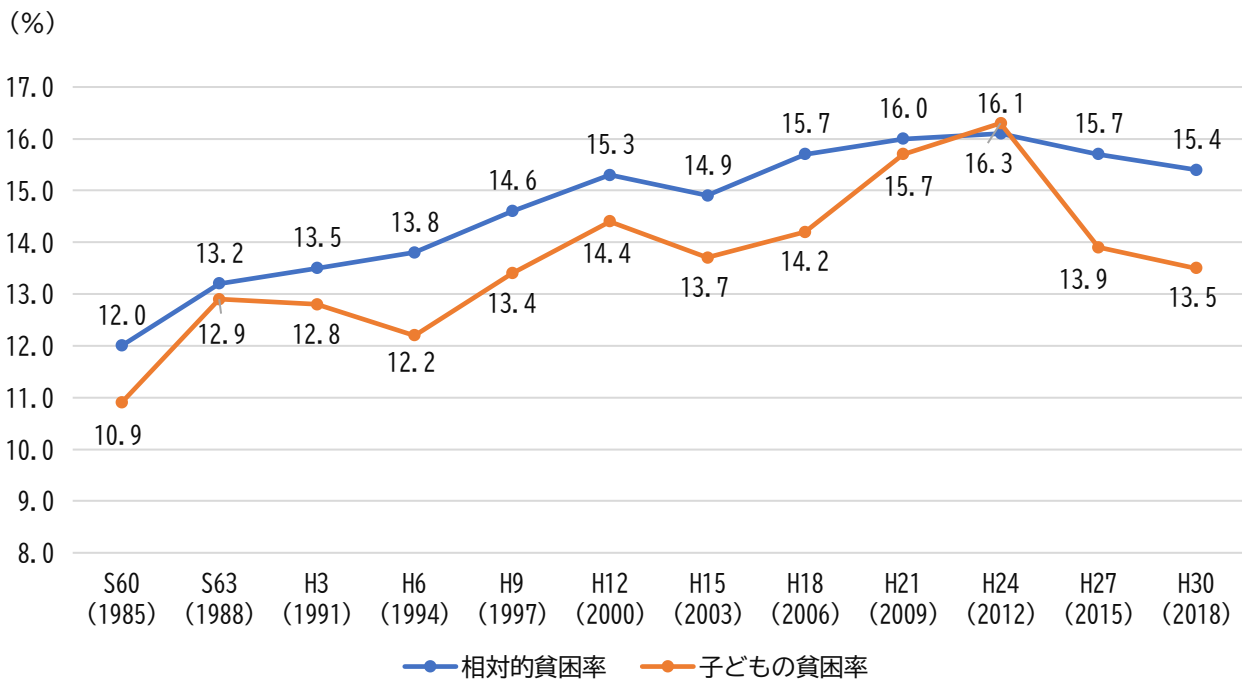
## 2 日置市における子どもの貧困を取り巻く現状と課題

### (1) 統計データからみる日置市の現状

#### ① 全国における貧困の状況

厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は平成30年度時点で13.5%となっており、実に7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

相対的貧困率<sup>※33</sup>をみると年々増加傾向にあり、平成30年度では15.4%とその傾向がより強く表れています。



2019年 国民生活基礎調査

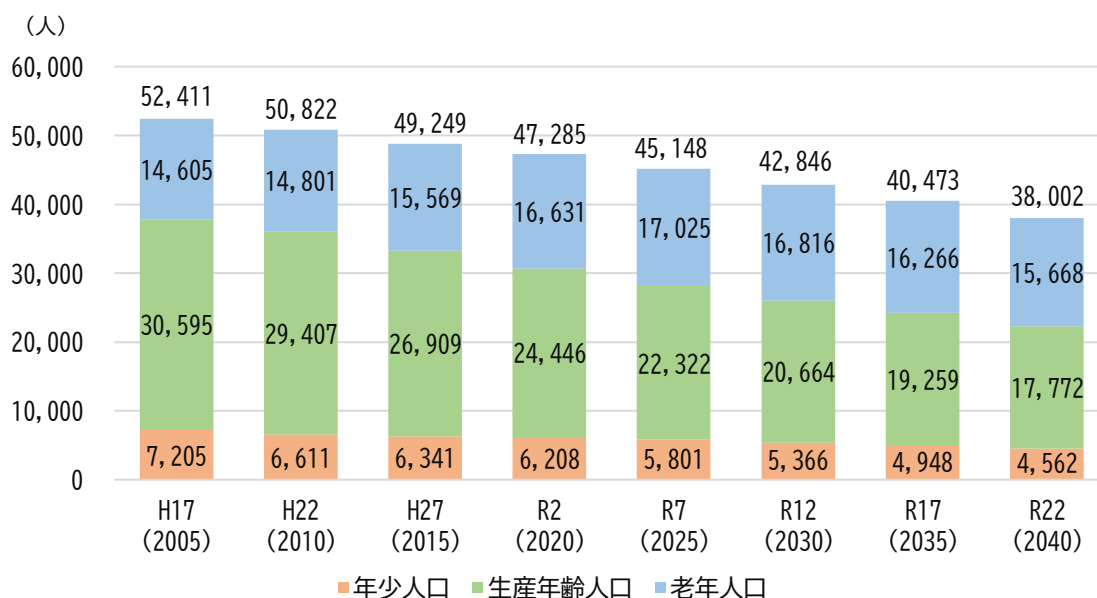
相対的貧困率：その国の等価可処分所得<sup>※39</sup>（世帯の可処分所得<sup>※7</sup>を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯の割合

子どもの貧困率：相対的貧困にある18歳未満の子どもの割合

## ② 日置市の人口推移と将来推計

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向であり、平成 27 年度では 49,249 人となっています。

年少人口（0～14 歳）は減少傾向にあり、令和 22 年度には 4,562 人と推計され、少子化の加速が予想されます。



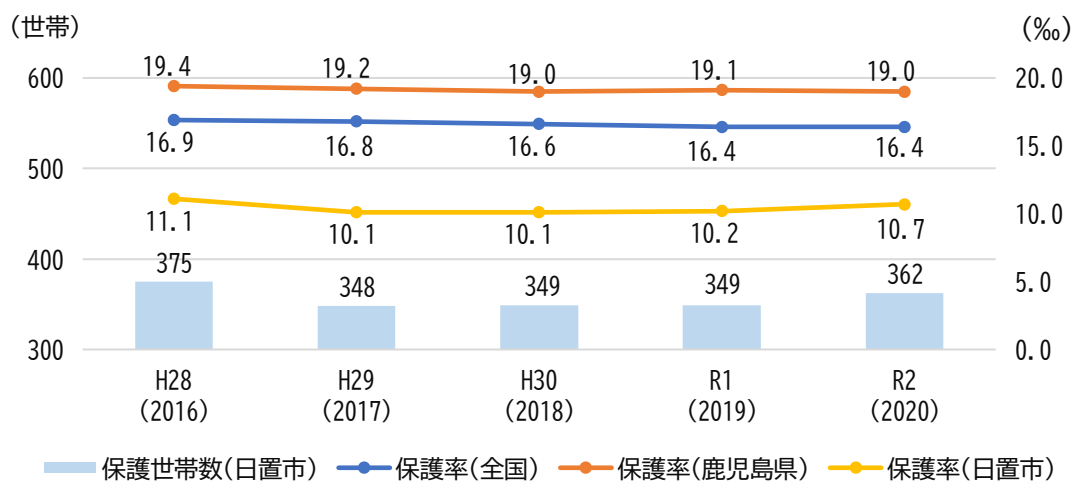
2005 年～2015 年まで：国勢調査<sup>※11</sup>

2020 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018 年）推計）」

## ③ 生活保護の受給世帯数及び保護率の状況

本市における生活保護の受給世帯は、令和 2 年度で 362 世帯となっています。

保護率（人口千人当たりの生活保護受給者数の割合）でみると、令和 2 年度では 10.7‰となっています。

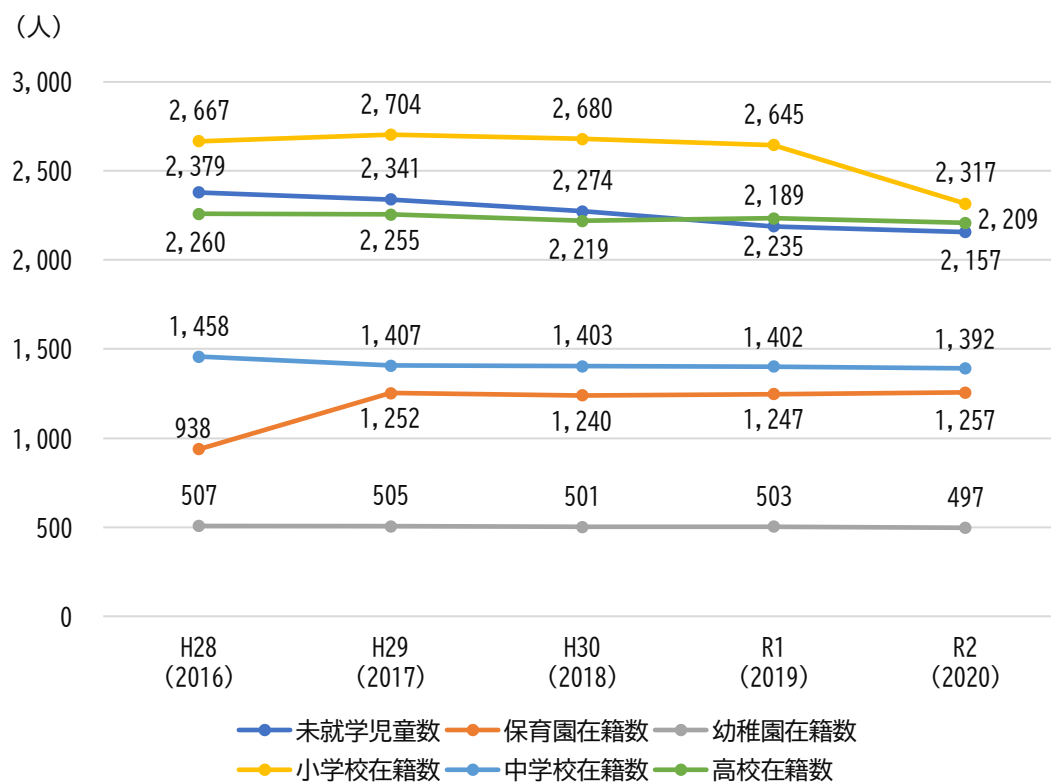


2019 年 厚生労働省 被保護者調査

#### ④ 子どもの状況

本市全体での子どもの児童数・在籍数では、小学校・中学校・高校在籍数が減少傾向にあります。

各地域別での18歳以下の子どもの数で見ると、伊集院地域が最も多く全体の半数以上を占めています。



※認定子ども園在籍数は、保育園・幼稚園在籍数に含む  
鹿児島県学校基本調査※5

〈地域別における18歳以下の人口〉

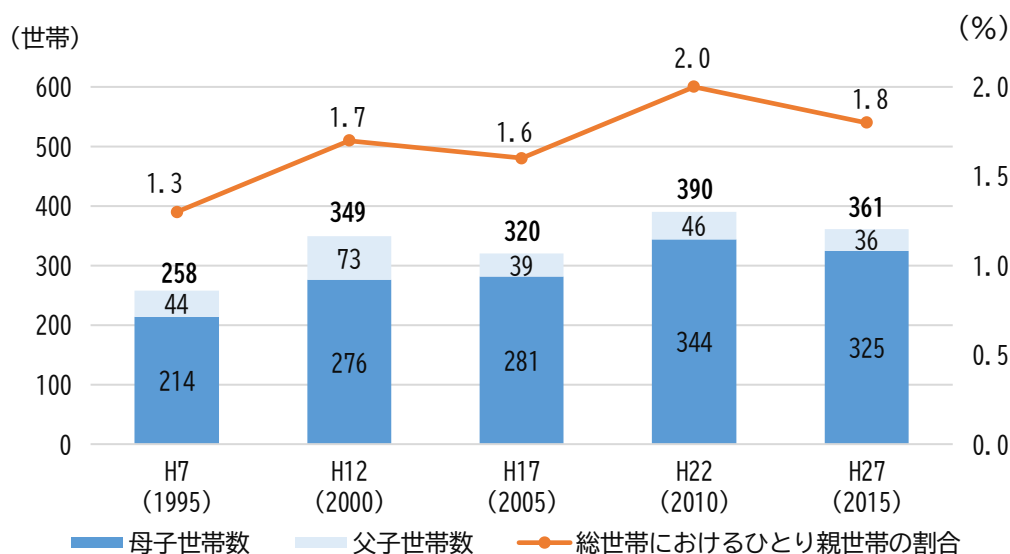
(人)

	日置市合計	東市来地域	伊集院地域	日吉地域	吹上地域
18歳以下計	7,963	1,595	4,991	520	857
構成比(18歳以下)	16.84%	14.75%	20.03%	11.61%	12.08%
総人口	47,296	10,810	24,915	4,477	7,094
構成比(地域別)	100.00%	22.86%	52.68%	9.47%	15.00%



### ⑤ ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数については、年によりばらつきはあるものの、概ね増加傾向にあります。総世帯におけるひとり親世帯数の割合でみると、平成7年度の1.3%に比べ、平成27年度は1.8%と0.5ポイント増加しています。



2015年 国勢調査及び第2期子ども子育て支援事業計画

### ⑥ 就学援助（準要保護）<sup>※24</sup>の受給者数

就学援助の受給者数は、小学校については減少傾向、中学校においては増加傾向にあります。なお、中学校ではここ5年間で48人増加しています。

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
小学校	258	286	308	292	278
中学校	141	166	156	181	189

### ⑦ 児童扶養手当<sup>※21</sup>受給者数・ひとり親家庭等医療費助成対象者数

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給される「児童扶養手当受給者数」については減少傾向、「ひとり親家庭等医療費助成対象者数」については概ね横ばい傾向にあります。

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
児童扶養手当	452	437	428	419	406
ひとり親家庭等世帯数	440	432	425	417	430

⑧ 子どもの障がい手帳所持者の状況（0歳～18歳）

■ 身体障がいのある子どもの状況

身体障がい手帳所持者数は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間は、概ね横ばい傾向にあります。

(人)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
身体障がい手帳 所持者	37	38	38	37	40

■ 知的障がいのある子どもの状況

療育手帳の所持者数は、平成 28 年度の 107 人と令和 2 年度の 132 人を比較すると 25 人増加しています。

(人)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
療育手帳 所持者	107	108	112	123	132

■ 精神障がいのある子どもの状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度の 2 人と令和 2 年度の 9 人を比較すると、7 人増加しています。

(人)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
精神保健福祉手帳 所持者	2	5	4	6	9

## (2) 子どもの生活に関するアンケート調査の結果

### 調査の概要

- ◆調査目的・・・本市における子どもの貧困の可視化、本計画策定及び施策に反映する基礎資料とするため、子ども及びその保護者を対象に、生活に関するアンケート調査を実施しました。
- ◆調査対象・・・日置市内の小中学校の小学5年生、中学2年生の子ども及び小学1・2・5年生、中学2年生の保護者
- ◆調査期間・・・令和2年10月～11月
- ◆調査方法・・・対象者全員に対するアンケート調査を学校配布、学校回収により実施

### アンケート調査の実施状況、回収結果及び回収率

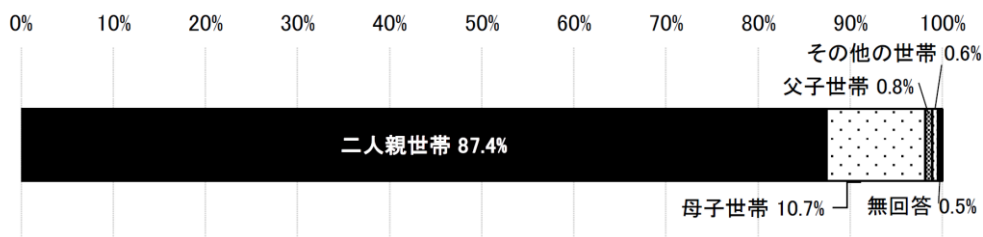
学年/区分	小学5年生		中学2年生	
	子ども	保護者	子ども	保護者
配布数	418	1,213	436	436
有効回収数	381	1,096	415	366
有効回収率	91.1%	90.4%	95.2%	83.9%

### 結果の概要

#### ① 回答者の状況について

回答者の状況について、世帯類型別でみると、「二人親世帯」が87.4%と、約9割を占めており、以下「母子世帯」(10.7%)、「父子世帯」(0.8%)、「その他の世帯」(0.6%)の順となっています。鹿児島市(平成29年12月報告書)と比較すると「二人親世帯」が4.9%高く、「ひとり親世帯(母子世帯+父子世帯)」が1.4%低くなっています。

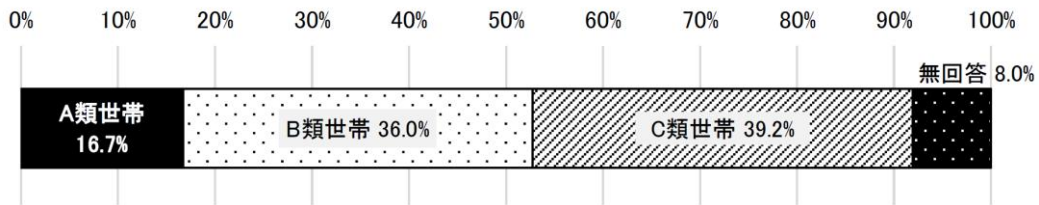
回答者の状況(世帯類型別)



	世帯類型					
	サンプル数	二人親世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	無回答
全体	1,466	1,282	157	11	9	7
	100.0%	87.4%	10.7%	0.8%	0.6%	0.5%

一方、所得類型別でみると、等価可処分所得が253万円以上である「C類世帯」が39.2%と最も多く、次に等価可処分所得が127万円以上253万円未満である「B類世帯」(36.0%)、等価可処分所得が127万円未満である「A類世帯」(16.7%)の順となっています。世帯類型同様に鹿児島市と比較すると「A類世帯」は、2.1%高く、「C類世帯」が1.3%低くなっています。

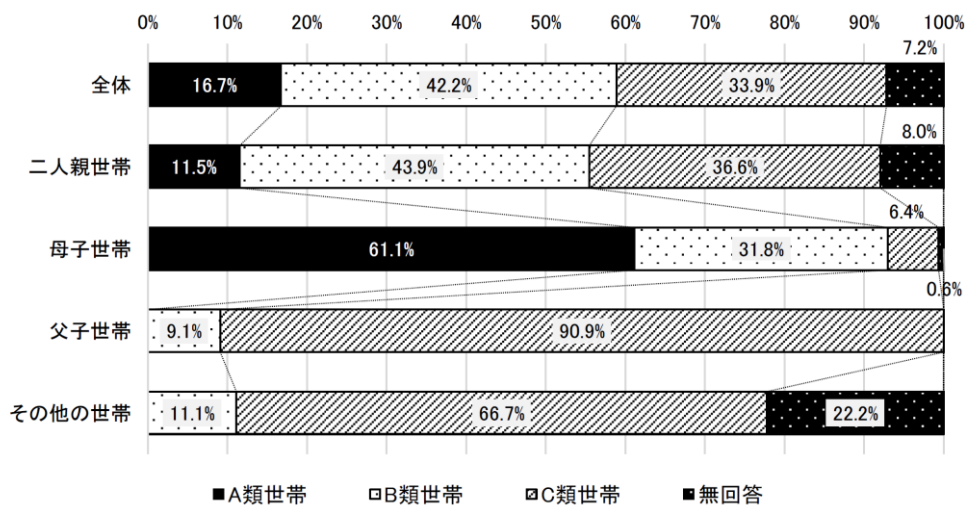
回答者の状況（所得類型別）



	所得類型				
	サンプル数	A類世帯	B類世帯	C類世帯	無回答
全体	1,466	245	528	575	118
	100.0%	16.7%	36.0%	39.2%	8.0%

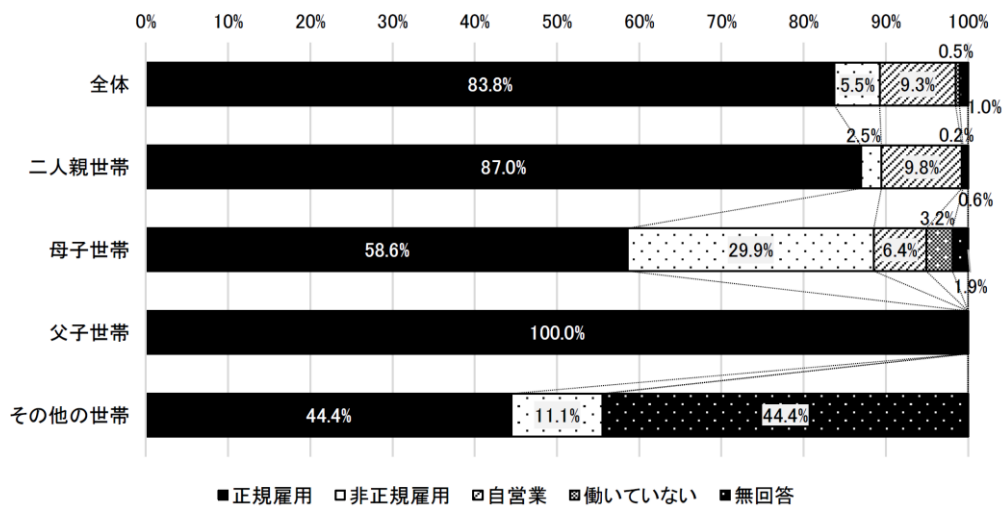
所得類型別と世帯類型別のクロス集計をみると、「母子世帯」における「A類世帯」の割合が61.1%と約6割を占めており、他の世帯類型と比べて、母子世帯は世帯収入が低い傾向にあります。また、「A類世帯」と「B類世帯」を合算すると、「母子世帯」では92.9%に達します。一方で、「二人親世帯」55.4%であることから、「二人親世帯」と「母子世帯」には、世帯収入の面で違いがみられます。なお、「父子世帯」は母数が少ないがほぼ「C類世帯」に属します。

回答者の状況（世帯類型×所得類型別）



世帯類型別の保護者の就労形態をみると、正規雇用の割合は、「二人親世帯」87.0%、「母子世帯」58.6%、「父子世帯」100.0%となっており、「母子世帯」は、「父子世帯」、「二人親世帯」と違いがみられます。「母子世帯」においては、「非正規雇用※46」の割合が約3割を占めています。前述した「所得類型」において、「母子世帯」は「A類世帯」の割合が高いことと相関があることがうかがえます。

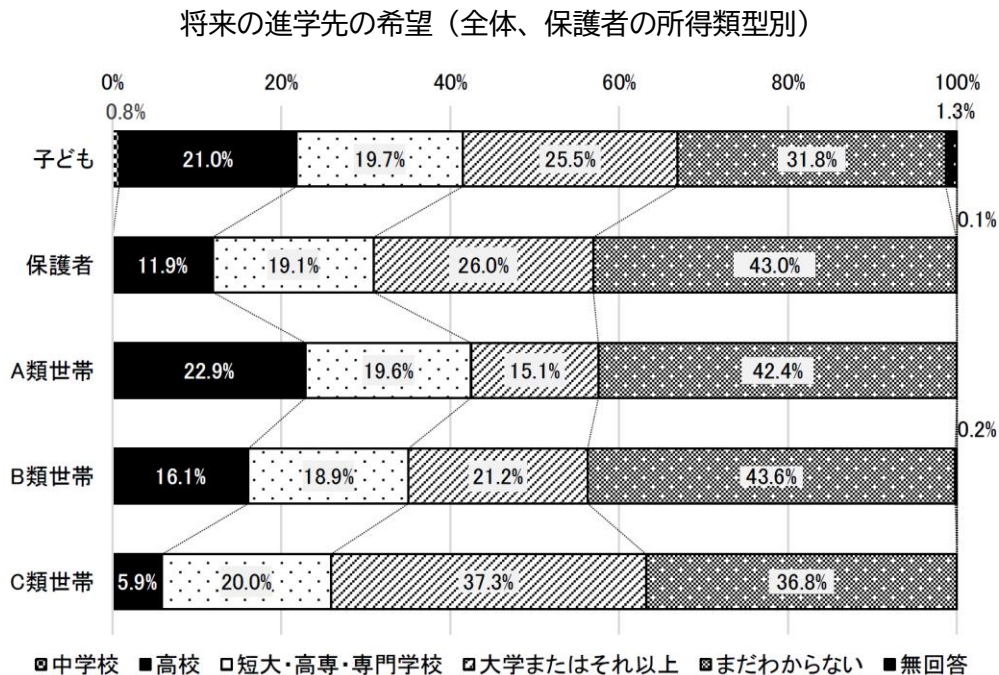
回答者の状況（就業形態別×世帯類型別）



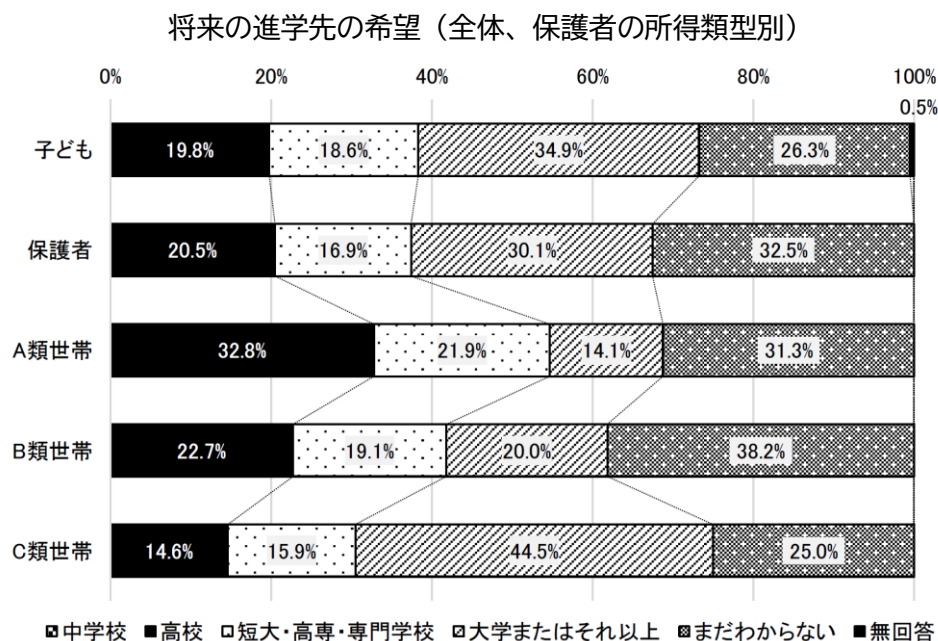
## ② 子どもの進学について

子ども自身が希望する進学先と保護者が望んでいる進学先については、小学5年生の子どもでは、全体で「まだわからない」が約3人に1人を占めています。具体的な希望では、「大学またはそれ以上」が25.5%で最も高い割合となっています。保護者でも全体としては、ほぼ同様の傾向となっており、所得類型別では、A類世帯で「高校」(22.9%)が最多(「まだわからない」を除く)となり、違いがみられました。C類世帯では、「高校」(5.9%)の割合が低い反面、「大学またはそれ以上」が37.3%を占めています。

### 【小学5年生】



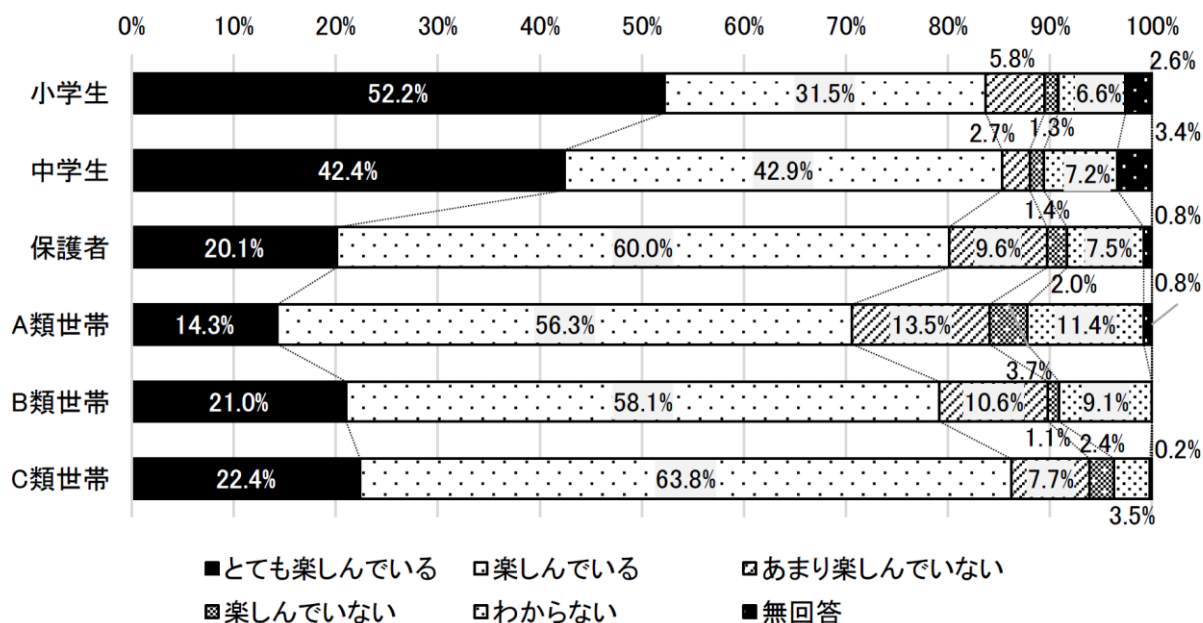
### 【中学2年生】



### ③ 現在の心の状態について

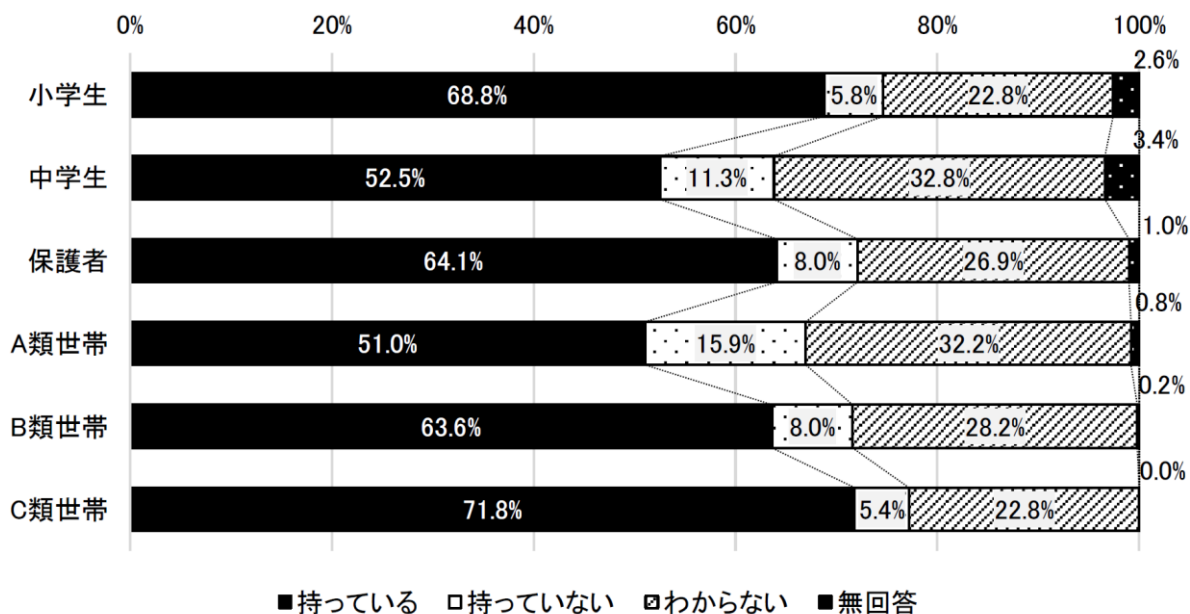
(生活を楽しんでいますか)

「とても楽しんでいる」と回答した割合は、「小学生」(52.2%)が最も高く、「保護者」(20.1%)が低くなっています。所得分類別では「A類世帯」(14.3%)が低く、「C類世帯」(22.4%)が高くなっています。



(将来に希望を持っていますか)

「持っている」と回答した割合は、「小学生」(68.8%)が高く、「中学生」(52.5%)が低くなっています。所得分類別では、「A類世帯」(51.0%)が低く、「C類世帯」(71.8%)が高くなっています。



### (3) キーパーソンヒアリング調査の結果

#### 調査の概要

- ◆調査目的・・・本市における子どもの貧困の可視化、本計画策定及び施策に反映する基礎資料とするため、子どもの支援に関わる方を対象に、ヒアリング調査を実施しました。
- ◆調査対象・・・日置市内の関係団体  
(教職員、家庭相談員、社会福祉協議会、児童養護施設、地域子育て支援センター、子ども食堂運営団体、子どもの支援に関わる NPO<sup>\*</sup>団体)
- ◆調査期間・・・令和3年8月
- ◆調査方法・・・新型コロナウイルス感染症に留意し、郵送にて実施

#### 調査の内容

- ① 子どもの貧困対策の推進に関する法律について、知っていますか
- ② 子どもや家庭または子どもの保護者等を支援している内容や実施状況（頻度）についてお聞かせください
- ③ 支援の必要な子どもへの支援を、他機関と連携して行っていますか
- ④ 日頃接している支援の必要な方はどのような面で困難を抱えているかお聞かせください
- ⑤ 支援の必要な方に、不足している支援策・制度や課題と思われることがありましたら、お聞かせください
- ⑥ 市の相談窓口や制度・情報提供は充実していると思いますか
- ⑦ その他、支援活動に対する課題や必要な取り組み、今後取り組んでいきたいことなどありましたら、お聞かせください
- ⑧ 市に対する意見や要望等があれば、ご自由に記入してください





### ① 支援体制について

- ・ 支援が必要な人が本当に困った時に相談できる関係性を築くこと
- ・ 近くに親戚などの支援者がいないまたは疎遠になっており孤立を感じている
- ・ 子どもや保護者に寄り添う支援が必要である
- ・ 公民館の使用料を無料にして欲しい
- ・ 社協との連携が取れた方が良い
- ・ 子ども食堂の活用充実（行政の方々にも子ども食堂に参加して欲しい）
- ・ 広報活動の充実（公的支援について知らない市民も多い）
- ・ 学齢期→青年期→成人期と切れ目のない支援体制の確立

### ② 教育について

- ・ 学習の遅れが全般的に見られており、知的な部分の遅れも見られる子どももいる
- ・ 毎日の学習を習慣化する場所や時間、放課後の空き教室などがあれば良い
- ・ 低学年からの学習支援が必要である
- ・ 発達遅滞の子どもたちへの教育支援
- ・ 相談員や支援員による学校派遣相談の拡充
- ・ 経済的状況により進学幅が狭まったり、通塾できない子どもたちもいる
- ・ 不登校児童などに対する「ふれあい教室（適応指導教室）」の更なる充実
- ・ GIGA スクール構想<sup>※58</sup>の実現に向けた取組
- ・ 無料で学ぶことができる場所をつくる

### ③ 生活について

- ・ 不眠や朝食欠食・食欲不振、ストレスなど子どもの基本的な生活習慣<sup>※9</sup>が身に付いていない
- ・ ヤングケアラー<sup>※53</sup>など、子どもの家事的負担が大きい
- ・ 生活保護の対象とならなくとも、生活苦により安心して生活を送ることが困難な子どもたちがいる
- ・ 保護者のギャンブル、アルコール依存症などに対する支援

### ④ 子育てについて

- ・ 育児書など子育てマニュアルが多く情報が上手く処理できず偏った育児書が目標となっているため、他の子どもと比べてしまい不安になっている保護者もいる
- ・ 定期的に母親（父親）指導の開催があると良い
- ・ 片親ファミリーが多く、家事や就業が多忙で普段の生活の中で目配りが足りないのかと思う
- ・ 自身の価値観・教育観に対するこだわりが強く、子どもの通学等に対して理解を示さない
- ・ 現在、日置市で行っている育児支援、生活支援等の拡充

## ⑤ 保護者の就労について

- ・保護者が身体的不調を訴え、収入が少なく、生活苦の状態が続いている
- ・子育て中の母親が、仕事したいが就労時間が合わずパートやアルバイトでの就労も難しいという声を聞く
- ・ひとり親で乳幼児<sup>※42</sup>も抱えており、育児支援してくれる親戚等もなく就労ができない

## ⑥ 経済的困窮について

- ・ひとり親家庭で収入が安定していない
- ・金銭管理が充分でないため、家計管理など上手くやりくりできない
- ・生活困窮世帯の把握が難しい
- ・準要保護の要件緩和や場合によっては、現物支給、給食費の無償化なども考える必要がある
- ・子どもが社会人として成長するまでお金のことや生活のことを心配せず頑張れる制度を考えていただきたい
- ・生活保護は受けていないが、ダブルワークで金銭的な余裕がない
- ・教育資金制度の見直し（貸与型奨学金など）

## ⑦ 相談支援体制について

- ・広報活動の充実が必要である
- ・子ども相談窓口や適応指導教室の周知
- ・子育て世代包括支援センター<sup>※</sup>の設置により、以前よりも情報発信されるようになったが、まだ支援が必要な人に十分に届いているとは言えない
- ・ワンストップ<sup>※56</sup>の相談窓口と、その相談を包括的にコーディネートできる仕組みを確立すべきである
- ・どこに相談していいか、またはHPのどこを見たらいいのか分かりにくく感じる
- ・育児相談、保育園、市の広報など情報はたくさん発信しているが、相談の仕方が分からない人もいるのではないか



## (4) 各種調査結果を踏まえた課題整理

### 課題①

#### 適切な福祉サービスの提供について

アンケート調査では、ひとり親世帯（特に母子世帯）の就労状況は非正規雇用の割合が母子世帯全体の約3割となっています。また、保護者が重要視している支援として、「子どもの教育・進学にかかる費用の軽減」が約8割となっています。

各種奨学金制度の紹介とともに、生活困窮世帯への貸与型奨学金や地元就職などの場合、返済義務が免除される奨学金制度、準要保護の要件緩和などの減免制度による費用負担軽減の支援が求められています。

ひとり親世帯では、保護者が仕事と子育てを両立しなければならないため、働き方の制限や就労していても収入が少ないことなどにより、生活苦に陥ってしまうケースが少なくありません。また、保護者のメンタル面が不安定であったり、金銭管理が十分でない場合、計画的な支払いや貯蓄、子どもの生活費や教育資金の確保ができないといった状況があると考えられます。

家計や収支の見直しについて、カウンセラーやファイナンシャル・プランナー<sup>※48</sup>といった専門家などによる助言・相談などの機会の充実が求められています。

### 課題②

#### 教育における支援

ヒアリング調査では、貧困層では家庭の経済的事情によって、子どもの希望する進路選択の幅が狭くなることや通塾ができないといった環境にあるため、学校以外の学びの機会についても一般層と比較すると少ない状況にあります。十分な学習習慣や基礎的な学力を身につけることができないまま社会に出なければならなくなることもあり、不登校や引きこもりにつながる可能性もあります。

放課後の空き教室や公民館などを利用した学習支援の場の確保、家庭や保護者の状況に関わらず、子どもが安心して希望する教育を受ける機会が保障されることが必要です。

障がいや発達の違いを持つ児童の教育支援や心身のストレスを改善するための「寄り添いサポート」の実施、不登校児童生徒等に対する「ふれあい教室（適応指導教室）」の更なる充実など、子ども一人ひとりに応じた教育を行うため、教育関係者だけではなく行政や地域による支援が求められています。

また、基本的な生活習慣が身についておらず、食欲不振や睡眠不足などによる集中力の低下やストレスを抱える子どもが見られるため、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるための指導の充実が求められています。

### 課題③

#### 子育て世代における支援

ヒアリング調査では、子育てマニュアルが多く、偏った情報だけで判断してしまい、他の子どもと比べ不安になっている保護者がいるといった状況があります。また、育児や就労による保護者のメンタル面、ヤングケアラーによる家事への負担が増えていることなど、子どもと保護者のコミュニケーション不足も課題となっています。

子育て世代包括支援センターの周知や、にこにこ子育て応援隊・子育てサロン<sup>※13</sup>などの更なる実施により妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うため、相談窓口の利用促進・情報発信を行い、支援の必要な人が気軽に相談しやすい体制を整備することが必要です。

定期的な母親（父親）指導、親子教室<sup>※2</sup>の開催やフードバンク・子ども食堂の支援により、食事だけでなく子どもの居場所づくり、親子間でコミュニケーションをとる機会を提供することが求められています。

また、核家族<sup>※3</sup>化の進行、女性の社会進出や就労形態の多様化により、家庭のみで育児の不安や問題を解決することが難しくなっているため、家庭だけでなく、地域が一体となって子どもや子育て家庭を支援していく必要があります。

課題  
④

### ひとり親家庭における支援

アンケート調査では、小学5年生と中学2年生ともに「両親が別居または離婚したことがある」と回答した割合が約1割となっており、本市におけるひとり親世帯（国勢調査）は平成7年では258世帯、平成27年では361世帯と、年々増加傾向にあります。

また、ヒアリング調査では、ひとり親で乳幼児を抱えているなど、働きたくても働けない人が多くいることや、職場での育児に対する理解、在宅就業に関する支援の推進が求められています。

本市でも「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費助成」などの経済的支援がありますが、保護者が安心して働くことができる保育環境も整備する必要があります。子どもを気軽に預けられるチャイルドマインダー<sup>※38</sup>やファミリー・サポート・センター<sup>※49</sup>などによる支援の有無に関わらず、安心して生活できる体制づくりが求められています。

また、経済的な支援だけではなく、就労機会の確保、子育て・就労など気軽に相談できる窓口など適切な支援が受けられる体制づくりが必要です。

課題  
⑤

### 相談窓口の体制整備における支援

ヒアリング調査では、困り事をどこに相談したら良いのか分からず、子どもと保護者ともに困り事を自己発信できていない人が一定数いる可能性があります。

近所付き合いの希薄化などによる社会的孤立により、生活困窮者の増加が懸念されるため、支援が必要な人に対してアプローチする体制づくりが必要です。

また、アンケート調査によると、相談窓口に求めることは「匿名性がある」との回答が約4割となっており、支援が必要な人が生活や子育ての悩みについて気軽に相談しにくい状況となっている可能性があります。

要対協サポート会議の充実を図り、教育・家庭相談員やスクールソーシャルワーカー<sup>※31</sup>などによる相談支援や専門関係機関へのスムーズな案内が必要です。

また、一人で悩みを抱え孤立してしまうことを防ぐため、0～18歳までの子どもの相談に関して、ワンストップ窓口の仕組みづくりや重層的支援体制の構築に向けて、社会資源<sup>※22</sup>の情報共有など、市全体での包括的なネットワークづくりが求められています。

課題  
⑥

### サービス制度利用の情報提供における支援

アンケート調査では、各種支援制度を利用したことがない人において、「利用したいが、今までこの制度を知らなかったから」と「利用したいが、手続きが分からなかったり、利用しにくいから」と回答した割合が一定数いるといった状況にあります。

相談窓口や各種サービス利用についての情報不足により、経済的・精神的なサポートを受けることが出来ず、本当に支援が必要な人に必要な情報提供ができていないといった状況が

考えられます。困り事を抱える家庭だけではなく、地域全体で子どもの貧困対策の重要性を理解することが必要です。

公的支援について知らない市民も多いため、行政や子どもの支援に関わる地域団体などへの啓発を強化するとともに、支援がすべての人に行き届くよう、広報やインターネット、各種媒体を使った効果的な情報発信・提供体制の充実が求められています。

## 第 3 章

### 計画の全体像



## 第3章 計画の全体像

### 1 基本理念及び基本目標

子どもたちの現在から将来まで、生まれ育った環境に左右されることなく、多くの地域住民との交流を通じることで、夢や希望を持って安心して育つことができるまちを目指すことを本計画の基本理念として掲げます。

#### 基本理念

子どもの成長を地域で守り、  
夢や希望をもつことができるまち ひおき

基本理念に基づき、地域共生社会の実現を目指すため、5つの基本目標を設定します。

#### 基本目標

##### 基本目標1 子どもに届く経済的な支援

子育て家庭やひとり親家庭、生活困窮世帯やその子どもなどに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であるとともに貧困の連鎖の解消を図る上で重要であり、教育費負担の軽減や医療費の助成をはじめとした経済的支援を推進します。

##### 基本目標2 子どもの豊かな成長を支える教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもたちが保育、幼児教育を平等に受けられる環境を整備し、学校教育の充実したまちを実現するため、学校と家庭、地域が連携を図り、教育環境の更なる充実を図ります。

##### 基本目標3 子どもと保護者の安定した生活の支援

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のない支援を受けられるとともに、社会的孤立に陥ることがないように、子どもと保護者が安心して生活できるため様々な関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

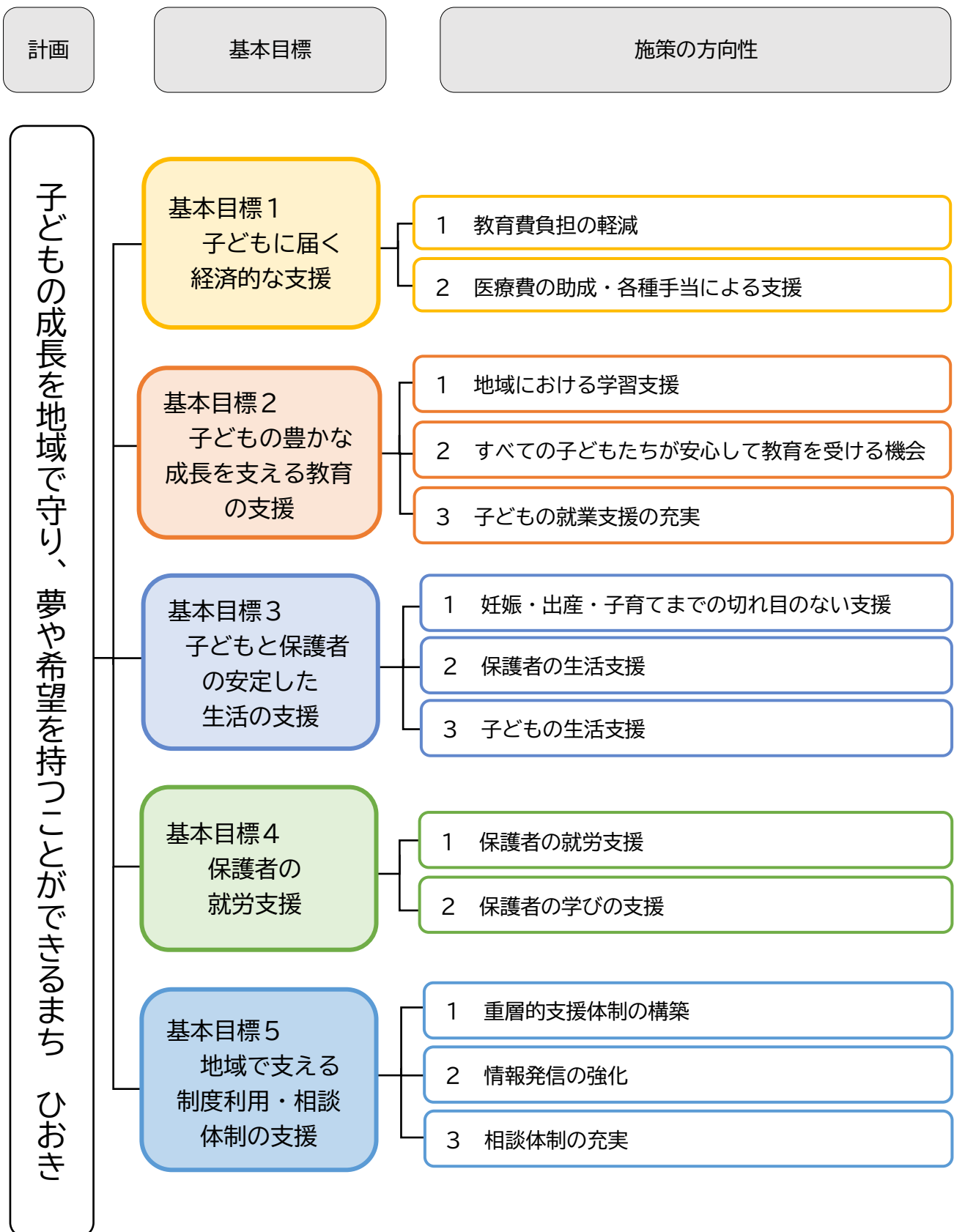
##### 基本目標4 保護者の就労支援

男女が共に家族としての責任を担い、仕事と子育てを両立することができるよう保護者の安定的な就労につながる支援や資格取得に対する援助など、経済的に困難な状況から自立した生活の安定を図る取組を推進します。

##### 基本目標5 地域で支える制度利用・相談体制の支援

子育てに対する不安や家計への負担を軽減するために、子育て相談窓口やサービスに関する事業の広報・啓発を行い、気軽に相談できる体制を強化することで、地域で子どもや保護者を支援し、利用者のニーズに対応したサービスを提供します。

## 2 施策体系







## 第4章

### 施策と主な取組



## 第4章 施策と主な取組

### 基本目標 1 子どもに届く経済的な支援

#### ——日置市の現状及び今後の方針——

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は重要です。

これまで、ひとり親家庭や困窮している家庭においては、不安定な就労環境など安定した収入の確保が難しい状況にあることから、児童扶養手当や生活保護費の給付や資金の貸付等の経済的支援に努めています。

今後においても、子育て世帯やひとり親世帯、障がいのある児童を養育している家庭や生活に困難を抱える世帯に対して、様々な支援を組み合わせ、効果的な支援に取り組みます。また、経済的に困難な状況にある家庭に対し、支援制度の情報提供や周知の方法を工夫し、必要な支援が行き届くよう関係機関との連携を図ります。

#### ——施策の方向性——

##### 【1】 教育費負担の軽減

経済的な理由で進学を諦めることのないよう、保育・幼児教育から子どもの社会的自立までのライフステージ<sup>※55</sup>に応じ、就学の援助や学資の援助、就学に関わる支援制度の充実などによる切れ目のない支援に取り組みます。教育費負担を軽減するため、高等教育の無償化制度や給付型奨学金制度などを活用し、生活が困難な状況にある家庭の子どもたちが安心して進学し、夢を実現できるよう支援します。

また、所得の低いひとり親家庭や生活困窮世帯に対して、福祉資金貸付金等の経済支援策の充実を図るとともに、生活支援や自立支援につながる総合的な取組を推進します。

##### 【2】 医療費の助成・各種手当による支援

子育て世帯や多子世帯<sup>※37</sup>など、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減や必要な医療を容易に受けることができるよう、子ども医療をはじめとした安心して医療を受診できる体制の更なる充実を目指すとともに、子どもの医療費の助成に引き続き取り組むことで安心して子育てしやすい環境づくりに努めます。

具体的な取組

(★：新規事業)

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
1. 児童手当 <sup>※20</sup> 給付事業	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、対象児童を養育している保護者へ支給します。	福祉課	【1】 【2】
2. 児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の児童の保護者に対して児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図ります。	福祉課	【1】 【2】
3. 特別児童扶養手当	精神または身体に障がい(中・重度)を有する20歳未満の児童に手当を支給し福祉の増進を図ります。	福祉課	【1】 【2】
4. 子ども医療費助成事業	0歳から中学生までの子どもの医療費の一部負担金の全額を助成し、子どもの疾病の早期発見・早期治療を図ります。	福祉課	【2】
5. ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の母または父と0歳から18歳(障がいがある方は20歳未満)までのその児童の医療費の自己負担分を助成し、生活の安定と健康の保持増進の支援を図ります。	福祉課	【2】
6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、生活に必要な資金を貸付けることにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため県の指導のもと事業を推進します。	福祉課	【1】 【2】
7. 重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい児(者)に対して、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。	福祉課	【2】
8. 障がい児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の重度障がい児に手当を支給します。	福祉課	【2】
9. 自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療)	心身の障がい(精神疾患、身体障がい)を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課	【2】
10. たすけあい資金(法外援護資金)	失業、負傷、疾病、その他不測の出費のため、生活が苦しく圧迫している低所得者世帯等に、緊急に必要な資金として貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。※償還延滞者などの実態把握に努め、償還指導を行います。	福祉課 (窓口：日置市社会福祉協議会)	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
11. 生活福祉資金(教育支援資金等)貸付	他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、民生委員・児童委員 <sup>※52</sup> の援助と指導に併せて、資金の貸付けを行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図ることを目的とする貸付制度で、県社協と連携し、各地域において相談及び貸付申請手続きなどの対応を行います。	福祉課 (窓口:日置市社会福祉協議会)	【1】 【2】
12. 就学援助(要保護・準要保護)	公立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する子どもを監護し、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費等学校生活に必要な費用の一部を援助します。	教育総務課	【1】
13. 就学援助(新入学者入学前支給)	公立の小学校、中学校及び義務教育学校に次年度入学する子どもを監護し、経済的な理由でお困りの方に対してランドセル、制服代等入学準備に必要な費用の一部を援助します。	教育総務課	【1】
14. 特別支援教育 <sup>※40</sup> 就学奨励費	公立の小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍する子どもを監護する方に対して学用品費、修学旅行費、給食費等学校生活に必要な費用の一部をその世帯収入に応じて特別支援教育就学奨励費として支給します。	教育総務課	【1】
15. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で身体障がい者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要する経費を助成します。	福祉課	【1】 【2】
16. 子ども医療費の無償化	子どもの健康の保持増進を図るために、中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもに係る医療費負担を軽減します。 ※生活保護世帯、重度心身障がい者医療費助成金受給資格者、ひとり親家庭等医療費受給資格者やその他の医療費扶助を受けている子どもは対象外	福祉課	【2】
17. 保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で、3歳以上の保育料及び非課税世帯の0～2歳児の子ども保育料が無償化されましたが、引き続き第3子の無償化及び第2子の保育料の半額措置並びに母子世帯	福祉課	【1】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	などの所得に応じた保育料の軽減措置については継続しており、周知に努めます。		
18. 住居確保給付金 <sup>※25</sup> の支給 (生活困窮者)	離職により住宅を失った、またはそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の市民に対して、有期で住居確保給付金を支給します。なお、住居確保給付金のみでは、生活再建が困難な人には、生活が安定するまでの間、生活保護制度で対応します。	福祉課	【1】 【2】
19. 自立相談支援員による家計再建支援の実施(生活困窮者)	自立相談支援員が、司法書士などとの連携のもと、負債を抱える生活困窮者などの債務整理を支援するとともに、家計収支などに関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の策定を行い、相談者が納得できる解決方法を自ら決定できるように支援します。また、生活困窮者などの家計の再建に向けた公的制度的利用支援、家計表の作成などきめ細やかな相談支援を実施します。	福祉課	【1】 【2】
20. 奨学資金貸付制度	学業及び人物が優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難な生徒に対し、奨学資金を貸し付けます。	教育総務課	【1】
21. 各種奨学金制度の周知	経済的な理由などで高校・高等専門学校への修学が困難な生徒に各種奨学金制度の紹介を行い、進学環境の改善を図ります。	教育総務課 福祉課	【1】
22. 家計相談支援事業(★)	お金の使い方に課題のある家庭及び借金返済で生活に困っている家庭に対し、ファイナンシャル・プランナーや家計相談支援員 <sup>※4</sup> が関係機関と連携しながら助言をすることで、家庭の家計管理能力の向上を図ります。	福祉課	【1】 【2】

## 基本目標 2 子どもの豊かな成長を支える教育の支援

### ——日置市の現状及び今後の方針——

本市においては、「風格ある教育」の具現化に向け、小中一貫教育<sup>※27</sup>の推進を図り、「ひおきふるさと教育」など特色ある教育活動を実施し、夢をもって未来を切り拓く資質・能力を育む取組を進めています。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、希望する教育を平等に受けられる環境を整備するとともに、多様な進学先や職業選択ができる環境づくりを支援していく必要があります。学校をはじめとする、地域で支援に携わる関係機関などが中核を担い、放課後の空き教室や公民館などを活用した学習の機会等、地域との様々な連携を行うことで困難な状況にある子どもたちへの支援につなげます。

また、子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、昨今の状況として、このような基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの指摘がなされています。学校、家庭が連携し「早寝 早起き 朝ごはん」などの取組を通じて適切な生活習慣の確立を図ります。

### ——施策の方向性——

#### 【1】 地域における学習支援

本市が取り組む学校運営協議会<sup>※8</sup>制度により、地域の力を生かした学校運営や教育活動を充実させるとともに、学校、家庭、地域による学習支援等の連携・協働を図ります。

障がい児、不登校、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなぐことができるよう、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等の更なる充実に向けた活動を推進します。今後一貫した教育支援体制を構築するためにも、社会福祉士<sup>※23</sup>や精神保健福祉士<sup>※32</sup>等の専門職を配置している児童・障がい福祉施設や医療機関など、さまざまな関係機関との協力体制の強化を図ります。

また、子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに、朝食の摂取を含めた、望ましい食習慣や生活習慣の形成を図るため、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育<sup>※28</sup>を推進します。

#### 【2】 すべての子どもたちが安心して教育を受ける機会

年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における子育て環境に大きな影響を与えることから、多様な保育サービスの充実や幼児教育・保育の無償化の着実な実施に取り組めます。また、保育士などの処遇改善や研修を通じて、保育・幼児教育の質の向上を推進する必要があります。

学校に通うすべての子どもたちの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や空き教室を活用した放課後学習などに取り組むとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進

します。また、GIGA スクール構想による教職員の指導力向上、児童生徒一人一台の端末をはじめ、学習支援ツールや大型提示装置等の ICT<sup>※59</sup> 環境の整備により、個々の理解度や実態に応じた学習活動を行うことで、基礎学力の定着や学力の向上を図ります。

### 【3】 子どもの就業支援の充実

高校生に対する就業支援策として、かごしま連携中枢都市圏<sup>※6</sup>における構成市及び地元企業と連携しながら、企業セミナー、企業面談会及び企業見学会等の機会を設け、継続的に実施することにより、就業意識の向上を図ります。

また、高校中退者等については、学校を通じた進路選択に関する情報が得にくくなることから、社会との接点の維持、さらに新たに就学や就労に導く支援が重要となります。SNS 等を活用した継続的な情報提供の充実を図るとともに、就労支援や能力開発支援に向けて、ハローワーク<sup>※45</sup> や職業訓練校<sup>※29</sup> などとの連携強化に取り組みます。

#### ———具体的な取組———

(★：新規事業)

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
1. 就学時健康診断	次年度に小学校及び義務教育学校へ入学する子どもを対象に、健康診断を実施し、その保護者に保健上必要な助言を行い適切な就学を図ります。	教育総務課	【2】
2. 新生児お祝い品贈呈（全世帯）	出生届を提出された方に、子育てを応援するベビー用品などが詰まったマタニティボックス「ひおきコウノトリ便」を贈呈します。	健康保険課	【2】
3. 入学お祝い品贈呈（新一年生・小学校）	社会の宝である児童青少年の健全育成を図り、共同募金の理解を深めていただくために「雨傘」を入学祝い品として贈呈します。	福祉課 (窓口：日置市社会福祉協議会)	【2】
4. 生活困窮世帯修学支援事業（制服・学用品等リユース事業、小中学校、高校）	生活困窮世帯や父子・母子世帯、生活保護受給世帯等の児童・生徒の修学を支援するため、市民から不用になった学用品を募集し、対象世帯の子どもたちの就学に役立てます。	福祉課 (窓口：日置市社会福祉協議会)	【1】 【2】
5. 児童発達支援	軽度発達障がいのある児童生徒も対象の中を含め、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制の充実を図ります。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【2】
6. 放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【1】 【2】



施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
7. 放課後子ども教室	放課後、子どもたちの安心安全な活動拠点（居場所）において、地域住民の協力のもと、体験活動や交流活動等を通して、心豊かな子どもたちを育成します。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【1】 【2】
8. 児童発達支援・放課後等デイサービス	発達障がい等の児童に対して、障がい児通所施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の支援及び集団生活への適応訓練を行います。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【1】 【2】
9. 個に応じた指導の充実のため、学校と連携した対応	個に応じたきめ細やかな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努めます。	学校教育課	【1】 【2】
10. 障がい児に対する教育環境の整備	小・中学校においては、障がいのある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実を図ります。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【2】
11. 障がい児に対する教職員の資質向上	福祉教育担当職員や管理職教員への各種研修などを通じて、教職員の障がい児に対する理解や認識を深めるなど、教員の資質向上を図ります。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【2】
12. 教職員に対する啓発（★）	学校における具体的な支援を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせられるよう指導や支援体制を強化し、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深める研修会の充実を図ります。	学校教育課	【2】
13. 適切な教育的支援	関係機関との連携強化を図り、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズがある子どもなど、一人ひとりの状態に最も適切できめ細かな教育・指導が行われるように努めます。	福祉課 社会教育課 健康保険課 学校教育課	【1】 【2】
14. 保護者に寄り添った教育相談の実施	子育てについての相談等が気軽にできるよう、相談についての広報及び教育相談専門員などの効果的な活用を図ります。また、多様化した相談に対応するために、職員の資質向上を図るとともに、関係課との連携強化を図ります。	学校教育課	【2】
15. 公共図書館と関係機関等との連携強化	子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、地域、学校等が一体となって子どもたちの読書活動を支援します。	社会教育課	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
16. 学習支援事業（生活困窮者）	福祉課と学校教育課が連携し、ボランティアの大学生などの協力を得て、生活保護受給世帯等の中学生等に対する学習支援を実施します。	福祉課 学校教育課	【1】 【2】
17. 学校運営協議会	地域の力を学校運営に生かし、学校が抱える課題を地域ぐるみで解決するとともに、質の高い学校教育の実現を図ります。	学校教育課	【1】 【2】
18. 地域学校協働活動	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して様々な活動を行います。	社会教育課	【1】 【2】
19. ふれあい教室事業	不登校児童生徒（日置市の学校に登校したくても登校できない状態）へのきめ細やかな援助を行います。学校復帰に向けて学校以外の場所での学習指導や生徒指導の充実を図り、コミュニケーション力を育むとともに社会的自立を目指します。	学校教育課	【1】 【2】
20. 寄り添いサポート（★）	教育相談体制の充実を図り、発達障がいのある子どもたちや不登校児童を持つ保護者に対して、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、保護者に対する家庭教育支援を行います。	学校教育課 福祉課 健康教育課	【1】 【2】
21. ひおきふるさと教育	義務教育の9年間を通して、「ひおき学」を柱に郷土の伝統文化、人物などを学習することで、児童生徒の「礼節」、「郷土愛」などの道徳性を身に付けさせます。	学校教育課	【1】 【2】
22. 教職員の人権教育研修会への派遣	全ての教職員が、計画的に人権教育研修会へ参加できるようにします。	学校教育課	【1】 【2】
23. 社会教育における人権講座	市民を対象に行政出前講座などでの人権学習講座を開催します。	社会教育課	【1】 【2】
24. 子ども支援センター事業	教育相談員やスクールソーシャルワーカーによる不登校児童生徒の自立促進、いじめ問題への対応などを行います。	学校教育課 健康保険課 福祉課	【1】 【2】
25. のびゆくひおきっ子事業	小・中・高の連携を密にし、義務教育9年間を見据えた子どもたちの学力向上及び教職員の指導力向上を図ります。	学校教育課	【2】
26. ICT 整備事業	1人1台タブレット端末の活用を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。	学校教育課	【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
27. 巡回相談事業	障がいのある幼児などの実態把握や早期発見・早期支援の観点から市内の全保育園・幼稚園などを訪問し、具体的な支援方法等の助言を行います。	学校教育課	【1】 【2】
28. 特別支援教育研修会	スキルアップのための研修会を開催します。 ・幼稚園・保育園対象 ・特別支援教育支援員対象 ・特別支援学級担任・コーディネーター対象	学校教育課	【1】 【2】
29. 家庭教育学級	保護者が子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識、その他親として成長するために必要なことについて学校と連携し、学習機会や情報の提供に努めます。	社会教育課	【1】 【2】
30. 中央公民館講座 地区公民館講座	生涯学習推進のため、いつでも、どこでも自分に合った学習機会を選択し、必要な知識や技術を習得できる学習機会を提供します。	社会教育課	【1】 【2】
31. 学校体育施設開放事業	社会教育関係団体活動の促進並びに社会体育の普及を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、学校の施設を住民の使用に供します。	社会教育課	【1】 【2】
32. 学校、保育所、幼稚園等での食育推進事業（★）	教育・保健分野が連携し、育児教室や家庭教育学級等において、料理講習を実施するなど食に関する学習機会の充実、場づくりを図ります。そのため、乳幼児健診などにおける食育に関して保護者への情報提供を行うとともに、学校、幼稚園や家庭教育学級等で食に関する指導を行い、望ましい食習慣の確立に向けた取組を推進します。また、各関係機関と連携を深め、あらゆる場で健康教育が行えるよう体制を整えます。	学校教育課 健康保険課	【1】 【2】
33. 健康教育の推進（★）	子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣などを身に付けさせるための健康教育や朝食欠陥による集中力や学習意欲の低下を防止するための食育教育を、学校と家庭が連携して取り組みます。	学校教育課	【1】 【2】
34. 就業支援体制の整備（★）	中卒後未就労者や高等学校中退者など、所属がなく支援が届いていない、または届きにくい子どもに対して、学校や福祉などによる支援に加え、SNSを活用した相談窓口の提供など継続的に支援を行える体制づくりを目指します。	福祉課 健康保険課 学校教育課 企画課	【3】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
35. 合同企業説明会の開催	市内に住む高校生などが地元企業への理解や将来の就職に向けて考える機会を創出するため、地元企業との連携による合同企業説明会を開催します。	企画課	【3】
36. かがしま若者サポートステーションとの連携(★)	就労困難な子どもや高校中退者等の自立ができるよう、かがしま若者サポートステーションやハローワーク伊集院と連携し、出張相談支援を行います。今後は、相談につなげるために広報や周知に努めると共に、学校等と協力しながら支援が必要な人を掘り起こし、就職に向けた自立支援を行います。	福祉課 商工観光課	【3】

## 基本目標 3 子どもと保護者の安定した生活の支援

### ——日置市の現状及び今後の方針——

これまで本市では、関係機関が連携して子育てに関する各種相談指導、情報提供などを行い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組んできました。

一方、子どもを取り巻く家庭環境が多様になる中、経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より困難な状況に陥ることが危惧されています。

子どもが健やかに成長できるよう、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、健康面での支援のみならず、妊娠・出産・子育てから、各ライフステージに即した課題の早期発見と適切な支援サービスの提供を行うなど、地域での見守り体制づくりを推進します。

また、子ども食堂の運営や子どもの居場所づくりの支援など、市民一人ひとりが地域で支えていくといった認識を持ち、生活に困難を抱える子どもや保護者に対する生活支援の充実を図ります。

### ——施策の方向性——

#### 【1】 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

不妊治療<sup>※50</sup>費の助成をはじめ、出産後の育児支援の充実や今後の健やかな成長を祝うマタニティボックスを配布するなど、妊娠から産後まで安心して過ごせるまちづくりを目指します。

子育ての孤立を防ぐため、きめ細やかな相談支援体制を強化するとともに、母子保健サービス<sup>※51</sup>や子育て支援サービス等、適切なサービスの情報提供を行うなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図ります。市民、保育園・認定こども園<sup>※43</sup>・幼稚園・許認可外施設（許認可外保育施設）、学校、医療機関、各種団体・事業者、行政など関係機関が連携し、地域が一体的に子育て支援に取り組みます。

#### 【2】 保護者の生活支援

一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、生活支援員<sup>※35</sup>の派遣等により児童の世話等を行うことで、安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。併せて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭や生活困窮家庭などを対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図るとともに、生活困窮者への自立支援に向けた包括的な支援に取り組めます。

#### 【3】 子どもの生活支援

貧困の状態にある子どもが、社会的孤立に陥ることのないよう早期発見・把握し、親子間のコミュニケーションの促進や社会参加の機会の確保などにも配慮し、必要な支援を行います。

「子ども食堂」、「フードバンク」などによる食の支援や子どもの居場所づくりなど子どもたちが安心して過ごせる場所、多様な大人たちとの出会いの機会を創出するため、各関係団体と連携を図りながら地域全体で子どもの生活を支援します。

子どもの居場所づくりの取組が各地域に広がっていくよう、情報発信・情報提供等の充実を図るとともに、人とのつながりや遊び、学習、食事提供の機会を通じて子どもの自己肯定感を育むなど、地域において様々な形の居場所のあり方を検討します。

### 具体的な取組

(★：新規事業)

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
1. 子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行い家庭の福祉の向上を図ります。	福祉課	【2】
2. 母子生活支援施設措置費事業	配偶者のいない又は生活上の様々な精神的または経済的な問題により監護すべき女性及びその児童を、一時的に母子生活支援施設に入所させ、安全の確保とその後の自立を促します。	福祉課	【2】 【3】
3. 不妊治療助成事業（ベビカムサポート）	一般不妊治療・特定不妊治療を実施された方に治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	健康保険課	【1】 【2】
4. 母子手帳交付	指定日を設け、母子手帳及び父子手帳を交付し、安心して妊娠期を過ごすことができるよう、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が専門的なアドバイスを提供します。	健康保険課	【1】
5. 妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が安心して健診を受けられるよう経済的な支援を行います。また、健診結果から妊婦の健康状態を把握し、妊娠期からのフォローにつなげます。	健康保険課	【1】
6. 妊婦歯科検診	妊婦を対象に歯科健康診査票を1回分配布し、早産予防などを目的に歯科医療機関にて歯科検診や歯科指導を受ける機会を設けます。	健康保険課	【1】
7. こんにちは妊婦さん訪問事業（全戸）	妊娠8ヶ月までの妊婦さん全員に対し、母子保健推進員が自宅を訪問し、妊娠期を少しでも安心してすごし、無事に産を迎えられるよう、妊娠中の不安や心配事の相談に応じます。	健康保険課	【1】
8. 妊産婦・新生児訪問事業（希望者のみ）	助産師や母子保健推進員が妊産婦宅を訪問し、妊婦に対する出産準備のための指導や産後の適切なアドバイス等の充実を図ります。	健康保険課	【1】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
9. こんにちは赤ちゃん訪問事業（全戸）	生後4か月未満の乳児 <sup>※41</sup> を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討し、全戸訪問を目標に継続していきます。	健康保険課	【1】
10. 新生児お祝い品贈呈（全世帯）【再掲】	出生届を提出された方に、子育てを応援するベビー用品などが詰まったマタニティボックス「ひおきコウノトリ便」を贈呈します。	健康保険課	【1】
11. 産婦健康診査事業	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が安心して健診を受けられるよう経済的な支援を行います。また、健診結果から妊婦の健康状態を把握し、妊娠期からのフォローにつなげます。	健康保険課	【1】
12. 産後ケア事業	出産後、母子もしくは母のみで助産所などに宿泊又は通所し、産後の心身のケアや育児指導などを受けられる方へ、利用者負担額の一部を助成し、安心して子育てができるよう支援します。	健康保険課	【1】
13. 未熟児養育医療事業	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれた新生児に対して、新生児が有している機能を得るまでに必要な医療にかかる保険診療入院医療費を助成します。	健康保険課	【1】
14. 育児相談	保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援することを目的に、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士及び必要に応じて心理士や言語聴覚士などが専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行います。また、必要時には電話などで保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していきます。併せて定例の母子相談（月1～2回）に電話相談対応も実施します。	健康保険課	【1】
15. 双子の会	多胎児（双子以上）やその家族、多胎児を出産予定の妊婦が集まり、多胎児ならではの子育て中の困り事や疑問を分かち合う場です。先輩ママや子育て支援センターのスタッフ・保健師からのアドバイスなどの支援を行います。	健康保険課	【1】
16. ミルク助成事業	母親が病気などにより母乳を与えることができない乳児や多胎児（双子以上）に対し、粉ミルク支給券を交付します。	健康保険課	【1】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
17. 発達相談会	発育・発達の気になる子どもの相談や訪問などについて、療育施設や子ども総合療育センター、教育委員会などと連携しながら、子ども・保護者の支援を行います。また、乳幼児健診の充実とともに健診等後のフォロー体制を関係機関と連携しながら構築します。	健康保険課	【1】
18. 乳幼児健診	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診（医療機関）」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、育児不安を軽減し、安心して楽しく子育てができることを目的に個別相談対応も行います。	健康保険課	【1】
19. 乳幼児歯科健診	「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」において、乳幼児の歯科診察、ブラッシング指導及びフッ素塗布などを行い、乳幼児の健康維持に必要な指導を行うとともに、口腔の成長について情報提供し、見通しを持って子育てができるよう支援します。	健康保険課	【1】
20. 乳幼児全戸訪問・その他訪問事業	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安を抱えている支援が必要な家庭に対し、保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていきます。また、育児支援家庭訪問対象者に対し、100%の訪問支援を目標に実施します。	健康保険課	【1】
21. 親子教室	健診などで発達を見守りたいケースに対して、子どもとその保護者を対象にした親子教室を実施し、遊びを通じて子どもの発達の確認や関わり方について保護者と一緒に考え、専門の相談機関や療育機関へ支援をつなげます。また、保護者同士の交流の場としても活用していただくことで、育児不安の軽減に努めます。	健康保険課	【1】 【2】
22. チャイルドシート無料レンタルサービス	子育て支援の一環として、新生児から使えるチャイルドシートを無料で貸し出します。	福祉課	【1】
23. 一時預かり事業	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児などに伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保	福祉課	【2】



施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	育を実施するなど、需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図ります。		
24. 休日保育事業	休日等における保護者の勤務などにより保育が必要な児童について、保育所において保育を実施します。	福祉課	【2】
25. 地域子育て支援センター事業	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、母親だけではなく父親に対する積極的な参加を促していきます。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めます。	福祉課	【1】
26. 延長保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所、認定こども園において通常の保育時間を延長する必要がある場合に、引き続き保育を実施することにより、児童福祉の向上を図ります。	福祉課	【1】 【2】
27. 病児・病後児保育事業	保護者の労働などで、保育を必要とする乳児・幼児等が疾病により、自宅での保育が困難である場合に、病児・病後児施設により保育を行い、安心して子育てを行うことができる環境づくりを図ります。	福祉課	【1】 【2】
28. 放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	福祉課	【2】 【3】
29. 自立支援給付事業	障がいに関する医療や福祉サービス、福祉用具（補装具）など利用するサービス費用の一部を障がいのある児童へ個別に給付します。	福祉課	【3】
30. 小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付事業	重度身体障がい児または重度、最重度の知的障がい児に対して、日常生活の便宜を図るため、障がいを補うことのできる日常生活用具を給付・貸与します。	福祉課	【3】
31. 日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練、その他必要な支援を行います。	福祉課	【3】
32. にこにこ子育て応援隊（ボランティア派遣）	「にこにこ子育て応援隊支援講座」を年1回開催し、地域の子育て支援を目的として、子育てに対する悩みや不安等を解消し、安心して子どもを育	福祉課 (窓口:日置市社会福祉協議会)	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	てられる地域の子育て支援体制づくりに努めます。		
33. 子どもたちの健康や安心・安全を守るための助言	お子さんの発達（身体、情緒、言葉など）が気になり、子育てに困難さを感じている保護者に対して、臨床心理士や言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職が個別にお子さんの様子を見せていただきながら、保護者から日頃の様子をお聞きして、お子さんへの接し方や今後のアドバイスなどを行います。	学校教育課 福祉課 健康保険課	【1】
34. フードドライブ（伊集院地域各種女性団体連合会）	家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、地域の福祉ボランティア、子ども食堂や支援を必要とする人などに提供する活動を推進します。	社会教育課	【3】
35. フードバンクの斡旋・紹介	食品ロス削減のために食品関連企業などから福祉施設などへ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図ります。	福祉課	【3】
36. 子ども食堂の支援（★）	子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を推進するとともに、子ども食堂の円滑な運営を図り、地域における関係者の連携を促進します。	福祉課	【3】
37. 子育てサロンの運営（全世帯）	子育て家庭やボランティアなどの地域住民が多様な活動を通じて理解を図りながら、子育てを楽しむ、仲間づくりをしていくとともに、子育ての情報を交換したりできる場所として子育てサロンを運営します。	福祉課 (窓口:日置市社会福祉協議会)	【1】 【3】
38. 子育てサロンへの支援（全世帯）	子育て家庭や地域住民が多様な活動を通じて理解を図りながら、子育てを楽しむ、仲間づくりをしていく子育てサロンを支援します。	福祉課 (窓口:日置市社会福祉協議会)	【1】 【3】
39. 保育所等訪問支援	市内保育所・幼稚園を定期的に巡回支援専門員（心理士や保育士など）が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士などと一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。	健康保険課 福祉課	【1】
40. 自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）【再掲】	心身の障がい（精神疾患、身体障がい）を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
41. 父親同士の交流の場の確保	子育てについての研修の場として、「おやじの会」等の推進・充実を図り、父親が参加できる機会の提供を検討し、参加者ニーズに応じた事業の推進に努めます。	社会教育課	【1】 【3】



## 基本目標 4 保護者の就労支援

### ——日置市の現状及び今後の方針——

保護者の就労状況は、困窮する家庭ではその他の家庭に比べ、複数の仕事を掛け持ちしている割合が高く、求職中あるいは無職など仕事に就いていない人の割合も高い傾向にあります。

雇用形態では、一般的な家庭と比べると正規雇用の割合が低く、就労していても低所得となりやすい状況にあります。

家計を支える保護者の就労状況を改善するとともに、就労と子育てを両立させる支援策の充実が求められていることから、保護者の安定的な就労につなげるための支援体制の充実を図ります。

生活保護受給者や生活困窮者に関しては、実情に即した生活指導や就労支援などを通して、自立した日常生活や社会生活の実現に努めるとともに、資格取得に向けた職業訓練や就労に関する相談など、個々の家庭の事情に即した、寄り添った就労支援を行います。

### ——施策の方向性——

#### 【1】 保護者の就労支援

ハローワーク伊集院などの職業紹介事業を中心とした就職説明会など、相談者のニーズに応じた総合的な支援を行います。併せて、ひとり親家庭や生活困窮者等に対しても自立支援教育訓練給付金事業や就労継続支援事業をはじめとした各種事業の実施など、保護者の状況に応じたきめ細やかな就労支援を実施します。

#### 【2】 保護者の学びの支援

子どもが労働の価値や意味を学ぶことは、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義があります。安定した就労に結び付けるため、就職に有利な資格所得支援などによる保護者の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。対象者の実情を的確に把握し、就労による経済的自立、社会参加の場の提供による日常生活や社会生活の自立支援を図ります。

### ——具体的な取組——

(★：新規事業)

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
1. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母または父の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給します。また、養成機関修了後に入学時の負担を考慮した「修了支援給付金」を支給します。	福祉課	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
2. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母または父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、市が指定した講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う方に対して、教育訓練終了後に「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	福祉課	【1】 【2】
3. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給します。	福祉課	【1】 【2】
4. ハローワーク伊集院など関係機関と連携した、労働条件の改善と就労環境の整備に関する情報提供	本市とハローワーク伊集院が連携して就労支援を行ってきた経験を踏まえて、今後も生活困窮者等に対する就労支援を継続して実施します。また、労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に、共に参加することができるように、労働条件の改善と就労環境の向上に関する周知を図ります。	福祉課 商工観光課	【1】
5. 就労継続支援（雇用型、非雇用型）	障がいや病気のために一般企業や事業所での就労が困難な人々を対象とし、はたらく場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な支援を行います。	福祉課	【1】
6. 就労支援員 <sup>※26</sup> による就労、転職支援	父子・母子家庭や生活困窮者、疾患や障がいなどの理由により、仕事をする上で困難な状況に置かれている方の就職・転職活動や、就職後のサポートを行います。	福祉課	【1】
7. 就労支援員による相談	生活困窮者に対してハローワーク伊集院等と連携し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、就労・キャリアアップに向けた助言や情報提供等の就業支援を行います。	福祉課	【1】
8. 就労準備支援事業の実施（生活困窮者）	生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の3段階とし、個々のニーズに合わせて提供します。【期間：6カ月～1年程度】	福祉課	【1】 【2】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
9. 就労訓練事業（中間的就労）の推進（生活困窮者）	社会福祉法人、NPO、企業等に事業の趣旨を説明し、就労準備支援事業に1年程度参加しても一般就労に至らなかった生活困窮者などが引き続き社会に参加し、就労訓練を受けられるよう鹿児島県の認定を受けて就労訓練（中間的就労）の場を提供してくれる事業者等の開拓について、協働により進めていきます。	福祉課	【1】 【2】
10. 就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動及びその他の活動機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	福祉課	【1】 【2】
11. 仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進（★）	子育て世代、ひとり親家庭など男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、労働セミナーの開催、労働問題相談員による相談対応を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発を行います。	福祉課 企画課 商工観光課	【1】

## 基本目標 5 地域で支える制度利用・相談体制の支援

### ——日置市の現状及び今後の方針——

貧困の問題は自己責任であるとの風潮により、困難に直面する子どもや保護者からの SOS の声を妨げている現状があります。

子どもに関する理解不足から、相対的な貧困を背景とした困り事に気づくことができずに見過ごされがちな状況にあるとともに、困っている子どもや家庭を発見しても、どこに相談してよいか相談先が分からずに支援につながらない実態も見られます。

子育てに関する相談内容は年々多様化し、発達の特徴を持つ子どものフォローや母親の産後うつへの対応などが課題となっており、支援が必要な世帯の把握とともに、困り事を自己発信できない世帯へのアプローチ体制が求められています。

行政や子どもの支援に関わる機関の職員、地域団体等への啓発を行うとともに、支援が必要なすべての人に適切なサービスが行き届くよう、広報やインターネット、多様な各種媒体を活用した情報発信・提供に取り組みます。

さらには、相談窓口の一本化を図り、地域全体で家庭を支援する仕組みづくりなど、困難を抱える市民に寄り添う体制を構築していきます。

### ——施策の方向性——

#### 【1】 重層的支援体制の構築

多様化・複雑化する相談内容に柔軟な対応ができるよう、日置市子育て世代包括支援センター「チャイまる」を核として、日置市子ども支援センターや地域子育て支援センター等、関係機関との連携・協働を図り、包括的な相談体制を整備するとともに、「ワンストップ」かつ「アウトリーチ型<sup>※1</sup>」による各分野の専門性を生かした、地域全体における継続的な伴走型支援<sup>※44</sup>体制の構築を図ります。

#### 【2】 情報発信の強化

子どもの年齢や発達の段階に応じて必要な情報誌やパンフレット、チラシなどを配布するなど、子どもの貧困に関わる相談窓口や各種支援制度、サービス利用についての周知を行います。支援が必要なすべての人に適切な情報が届くよう各種媒体を活用し、掲載内容の充実や提供体制の構築、情報発信の強化を図ります。

#### 【3】 相談体制の充実

相談内容の複雑・多様化だけではなく、相談件数も増加傾向にあることから、既存職員の役割分担の明確化や相談職員の資質向上、専門性を強化するため、各種研修を実施するなど相談体制の充実・強化に取り組みます。

さらには、生活困窮者やひとり親家庭等が抱える、子育て、教育、就労、家計に関する様々な相談に柔軟に対応するとともに、生活支援員や就労支援員等による専門的な助言・指導を行うなど、家庭と仕事の両立による社会的自立につなげるための相談支援体制を整備し、必要な支援に取り組みます。

### 具体的な取組

(★：新規事業)

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
1. 福祉課、健康保険課と連携した相談業務	業務の効率化と職員の生産性向上を図りつつ、複合的な課題を抱える市民への「ワンストップ」相談対応や関係各課がスムーズに連携した総合支援によるサービスの質の向上を図ります。	学校教育課	【1】
2. ケースワーカー※10による相談	生活保護受給者の就労支援、不登校児童など多岐にわたる相談支援により、安定した日常生活を送るための助言・指導などを行います。	福祉課	【3】
3. 生活支援員による相談	児童・生徒や子どもがいる家庭を対象に、生活支援員を配置し、子どもや家庭に関わる養護、保健、障がい、育成などの相談に応じ、必要な支援を行います。	福祉課	【3】
4. 就労支援員による相談 【再掲】	生活困窮者に対してハローワーク伊集院等と連携し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、就労・キャリアアップに向けた助言や情報提供等の就業支援を行います。	福祉課	【3】
5. 心配ごと相談所の開設	日常生活の困り事の相談に応じ、解決に向けた助言を行います。	福祉課 (窓口：日置市社会福祉協議会)	【3】
6. 要保護児童対策地域協議会（子育て支援ネットワークの形成）	要保護児童などの早期発見と、家庭環境や対象児童の現状を共有するとともに、必要な支援の方法を確認するため、要保護児童対策地域協議会の経済的困窮世帯への見守り機能の強化を図ります。	福祉課	【1】
7. 教育相談員、家庭相談員、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーによる相談・支援（各種全般）	育児に関する悩み（しつけ・発育・健康・発達障がい等）、子どもに関する悩み（いじめ・不登校・交友関係・非行等）、家庭生活に関する悩み（児童虐待※19・DV※57・家族関係・生活困窮・心身の健康問題等）の相談・支援を行います。	福祉課 学校教育課 健康保険課	【1】
8. DV 被害者からの相談・支援	配偶者や交際相手からの暴力による相談、支援、カウンセリングを行うとともに、住民票の異動や生活保護の手続など複数の手続の一元化、一時保	日置市配偶者暴力支援センター 健康保険課	【1】



施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	護の場合の同行支援など、被害者の立場に立った「ワンストップ」の支援を行います。	福祉課 学校教育課 企画課	
9. 子どもの虐待防止（★）	各種健診、教室、訪問時における相談や、要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、市の広報誌上で虐待防止に関する広報を行います。また、児童委員・民生児童委員の協力のもと訪問事業等を通して、虐待の早期発見・早期予防に努めます	健康保険課 福祉課 学校教育課	【1】
10. 多重債務等の相談があった場合、専門関係機関への案内	「消費生活センター（商工観光課）」を中心に、訪問販売や通信販売など契約に関する問題や多重債務などの消費生活相談について専門に応じ、必要に応じて、関係機関へつなぎます。	商工観光課	【3】
11. 子育てに関する情報の提供	子どもの年齢や発達の段階に応じて必要な情報誌やチラシなどを配布し、子育てを支援します。また、保護者から健診時等に情報誌やチラシについての意見を収集し、情報内容や提供体制の充実を図ります。	健康保険課 福祉課	【2】
12. 障がい児施策や制度に関する情報提供の充実	障がい児の保護者に対して、その障がいに対応したサービス及び施設等の情報を提供します。	福祉課	【2】
13. 市ホームページ等を活用した子育てに関する情報提供	子育て支援サービスや各種イベントなどの情報の一元化を図り、広報誌や市ホームページにて情報を提供します。	福祉課	【2】
14. 保育サービスに関する情報提供	利用者に保育サービスの現状を把握していただくため、また、利用者の選択制を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページにより保育サービスに関する各種の情報提供を行います。	福祉課	【2】
15. 民生委員・児童委員連絡協議会研修会	定例の連絡会（研修）の実施により、地域の子育て支援のよきパートナーとして、新たな課題に対する研修などを行い、役割を推進します。	福祉課	【1】
16. 子ども会の育成事業	子どもの健全育成に資するべく、事業の内容等の充実を図ります。また、中学生をリーダーとした自主的な活動を推進します。	社会教育課	【1】
17. 母子保健推進員活動	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会などを実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知っていただくため、健診などの場を通じて広く周知します。資質向上のための研修	健康保険課	【2】 【3】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	や、母子健康手帳交付や健診を利用した周知を継続するとともに、母子保健推進員の確保を図ります。		
18. 生活困窮者等自立支援庁内調整会議の開催	生活困窮者等の状況や事業実施状況の把握や事業効果の評価など自立相談支援事業に係る総合的な検討・調整を図るために、定期的に会議を開催します。	福祉課	【1】
19. 生活困窮者等自立支援協議会の設置	中間的就労の場の創出及び円滑なマッチングを図るために、就労・作業の場を提供してくれる民間企業や社会福祉法人などと情報交換を行う場の設置を検討します。	福祉課	【1】
20. 生活困窮者等を対象とした自立相談窓口の設置	生活困窮者などを対象とした自立相談支援の窓口を本市福祉課に設置するとともに、3支所の地域振興課福祉係で初回の相談対応ができるようにします。また、相談対応の場所は、相談室などとし、プライバシー保護に配慮します。	福祉課	【1】
21. 子育て世代包括支援センター「チャイまる」※14	保健師、社会福祉士、助産師などによる、産み育てることの相談体制の充実と窓口の一元化を進め、個々のケースに寄り添った支援を行います。	福祉課 健康保険課	【1】
22. 日置市子ども支援センター	教育相談員、家庭相談員、スクールカウンセラー※30などによる相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携をさらに強化し、一体感のある相談体制の確立を図ります。	学校教育課 福祉課 健康保険課	【1】
23. 地域子育て支援センター	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安などについての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促していきます。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていきます。	福祉課	【1】
24. ヤングケアラー対策(★)	子どもにおける心身の健やかな育ちのためには、関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーを早期発見し、悩み相談や相談に対応することで福祉サービス支援につなげる取組を行います。	福祉課 健康保険課 学校教育課	【1】
25. 相談職員の資質の向上(★)	生活困窮者自立制度における相談員の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研	福祉課	【1】

施策・事業名	施策・事業の概要	担当	施策の方向性
	修を実施するとともに、生活保護世帯への支援については、支援にあたる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーなどに対する研修を実施します。		
26. 子供の未来応援国民運動の啓発（★）	子どもへの支援の輪を広げることができるよう、子供の未来応援国民運動を市ホームページ等で啓発します。	福祉課	【2】

## 第 5 章

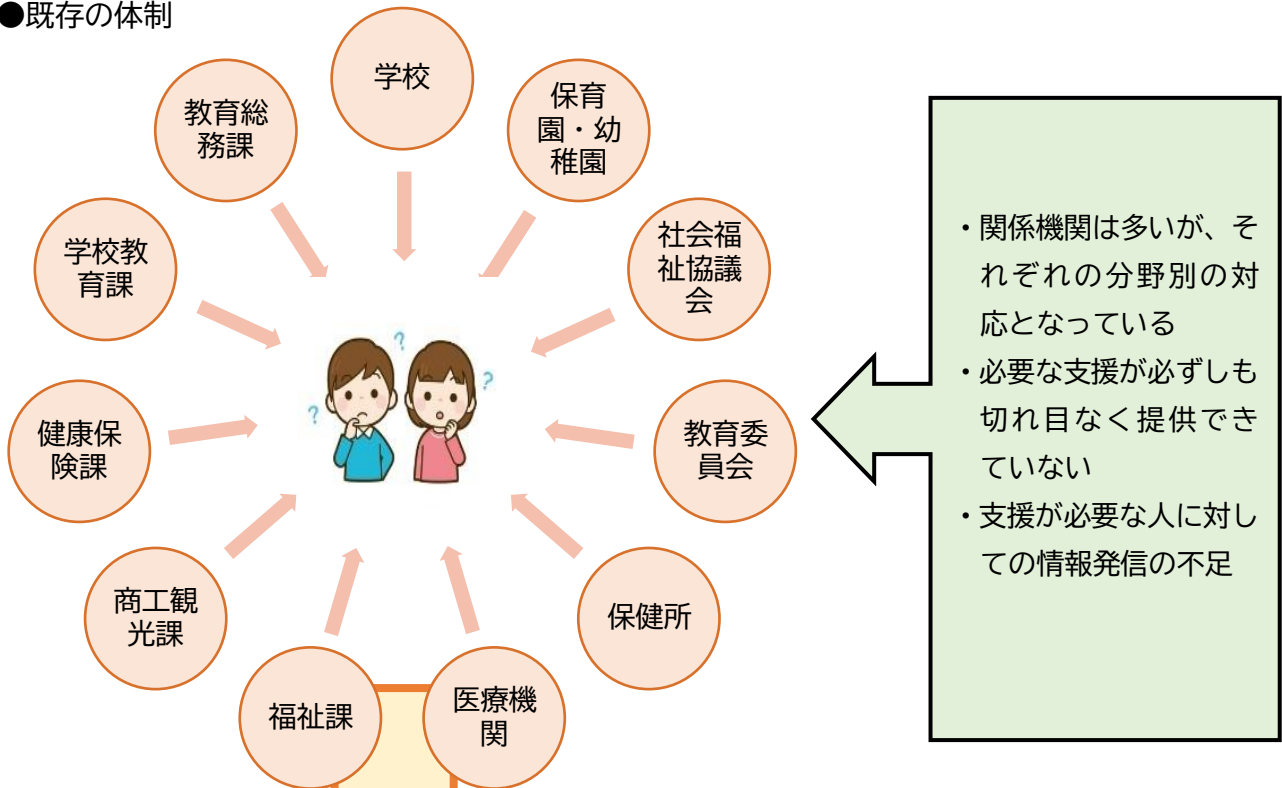
### 計画の推進施策



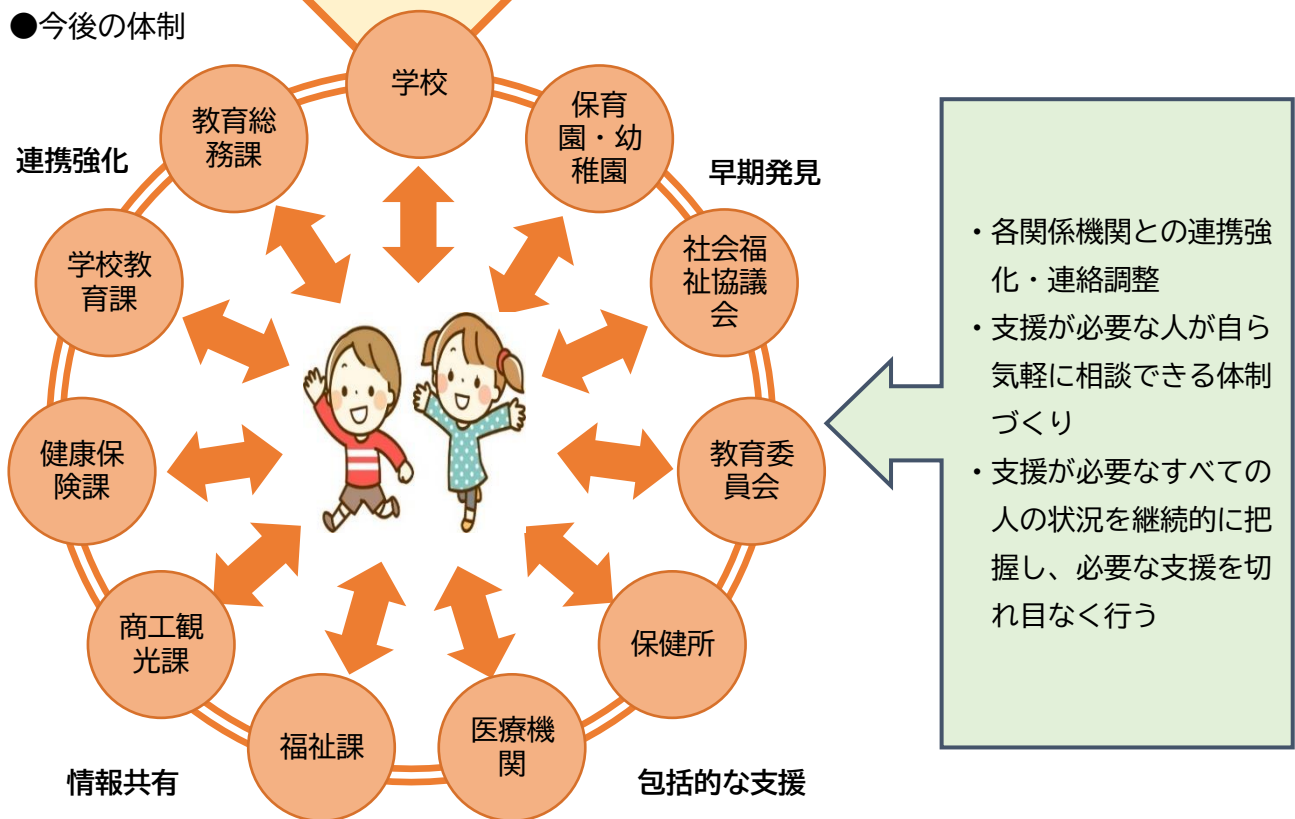
# 第5章 計画の推進施策

## 1 日置市における連携体制

### ●既存の体制



### ●今後の体制



## 2 庁内施策

### ❖日置市子ども・子育て会議の運営・充実

子どもの貧困対策推進のため、必要に応じて子ども・子育て会議を開催するものとし、施策の進行状況を報告し、提言や新たな課題に対し検討を行います。

### ❖職員の研修

子どもの貧困対策推進に関する研修に参加し、抱えている課題の研究や協議、効果的な施策を推進します。

### ❖庁内作業部会の開催

関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

## 3 市民、地域、事業所との連携

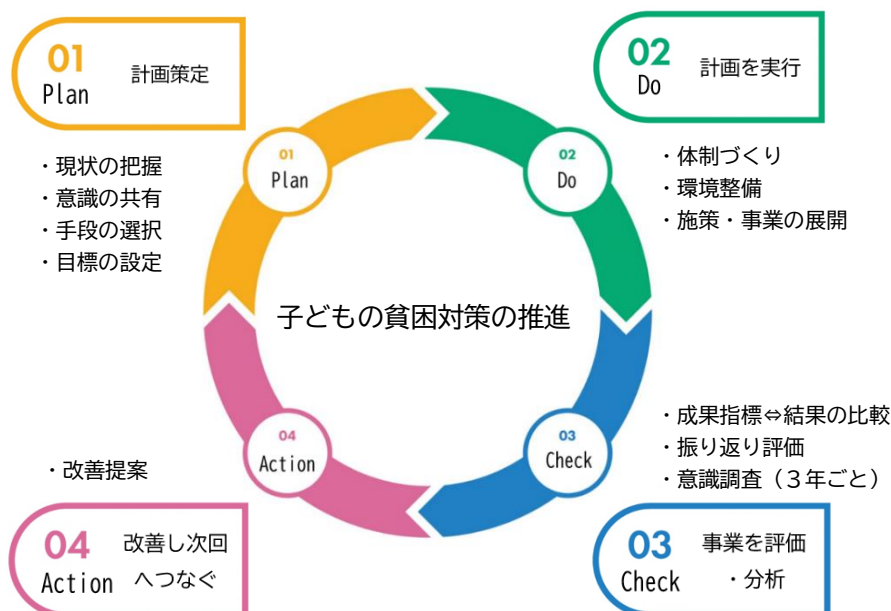
子どもの貧困対策の取組は多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と市民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

## 4 国・県・近隣自治体等との連携

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取組を行います。

## 5 計画の進捗状況の評価

PDCA サイクル（計画策定-計画実行-事業評価-見直し）により、進捗状況の評価、結果の反映、施策の見直しを行います。次計画の策定前には住民意識調査等を実施し、計画の進捗管理の資料とします。



## 資料編

### 1 日置市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 23 号

(設置)

**第 1 条** 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、日置市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(組織)

**第 2 条** 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体の代表
- (4) 学識経験者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

**第 3 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 4 条** 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

**第 6 条** 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

**第7条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日置市報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年日置市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。



## 2 日置市子ども・子育て会議委員名簿

No	区分	役職	氏名	備考
1	保育教育関係団体の代表	日置市幼稚園代表	大園貴文	学校法人大園学園理事長
2		日置市認可保育園代表	鮫島尊美	社会福祉法人白百合福祉会理事長
3		日置市認可外保育園代表	池田政之	学校法人朝日ヶ丘学園理事長
4		日置市放課後児童クラブ代表	山之内修	和田地区自治公民館 館長
5		日置市小・中学校代表	大迫修	日置市立鶴丸小学校 校長
6		日置市 PTA 連絡協議会代表	草野勝徳	日置市 PTA 連絡協議会 会長
7	保健医療福祉関係団体の代表	医療関係者	奥章三	鹿児島こども病院 理事長
8		伊集院保健所	有元由紀	伊集院保健所技術主幹兼健康保険係長
9		療育代表	木ノ下朋江	特定非営利活動法人ワーカーズコープ事業所所長
10		社会福祉協議会代表	宮路高光	日置市社会福祉協議会 会長
11		母子保健推進員代表	緒方節子	日置市母子保健推進員
12		主任児童委員代表	新宅礼子	日置市主任児童委員
13		児童養護施設代表	大迫浩	児童養護施設友愛学園 園長
14	相談支援事業所	水流恭史	株式会社かーむらいふ	
15	各種団体の代表	一般事業主代表	東福康彦	株式会社協栄代表取締役
16		地域子育て支援センター代表	中江宣	地域子育て支援センターYou・ゆう代表
17		自治会長代表	鍛冶屋隆雄	日置市自治会長連絡協議会 会長
18		乳幼児を持つ保護者代表	松元智春	いじゅういんきた保育園父母会 会長
19		乳幼児を持つ保護者代表	小田貴子	伊集院幼稚園 PTA 副会長
20	学識経験者	日置市教育委員	内村友治	日置市教育委員

### 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律

#### 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成25年6月26日法律第64号) (令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

##### 目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

##### 基本理念

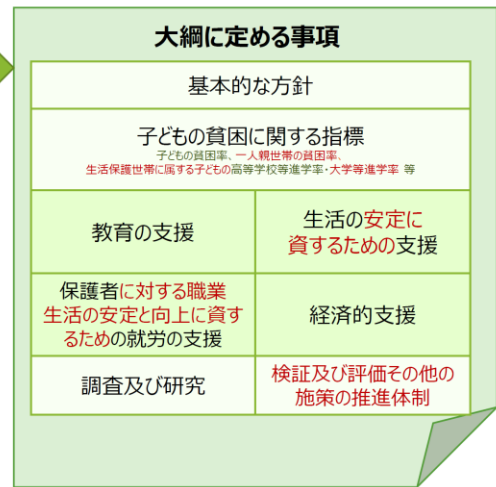
- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

#### 子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に<b>子どもや保護者等の意見を反映</b>させるための措置を講ずる</li> <li>・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案</li> </ul>

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



出典：内閣府

## 4 子供の貧困対策に関する大綱

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

#### 子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
  - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
  - 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

<b>目的</b>	現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施
<b>基本的方針</b>	① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進
<b>指標</b>	ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

#### 指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

<b>1. 教育の支援</b>	○ <b>学力保障、高校中退予防、中退後支援</b> の観点を含む教育支援体制の整備 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
<b>2. 生活の安定に資するための支援</b>	○ <b>妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援</b> 子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のフックアップ化・民間団体の活用等
<b>3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>	○ <b>生活困窮家庭の親の自立支援</b> 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進
<b>4. 経済的支援</b>	○ <b>ひとり親への就労支援</b> 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援
	○ <b>児童扶養手当制度の着実な実施</b> 支払回数数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
	○ <b>養育費の確保の推進</b> 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上
<b>施策の推進体制等</b>	
	○ <b>地方公共団体の計画策定等支援</b>
	○ <b>子供の未来応援国民運動の推進</b> 子供の未来応援基金等の活用

## 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

### I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

### II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実  
など

### III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率  
など、39の指標

### IV 指標の改善に向けた重点施策

#### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築  
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援  
・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

#### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援  
・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

#### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援  
・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援  
・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援  
・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

#### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

#### 施策の推進体制等

- <子供の貧困に関する調査研究等>
- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

- <施策の推進体制等>
- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

# 子供の貧困対策に関する大綱

## I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

## II 基本的な方針

### <分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

### <分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## III 子供の貧困に関する指標

### 【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
  - ・中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
  - ・高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
  - ・中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
  - ・高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
  - ・小学校 50.9% (平成30年度)
  - ・中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
  - ・小学校 67.6% (平成30年度)
  - ・中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
  - ・小学校 47.2% (平成30年度)
  - ・中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
  - ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校

### 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子世帯 80.8% (平成27年)
  - ・父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
  - ・母子世帯 44.4% (平成27年)
  - ・父子世帯 69.4% (平成27年)

### 【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
  - ・ひとり親世帯 (平成29年)
    - 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
  - ・子供がある全世帯 (平成29年)
    - 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
  - ・ひとり親世帯 (平成29年)
    - 食料が買えない経験 34.9% (よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
    - 衣服が買えない経験 39.7% (よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
  - ・子供がある全世帯 (平成29年)
    - 食料が買えない経験 16.9% (よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%の合計)
    - 衣服が買えない経験 20.9% (よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
  - ・ひとり親世帯 (平成29年)
    - 重要な事柄の相談 8.9%
    - いざというときのお金の援助 25.9%
  - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
    - 重要な事柄の相談 7.2%
    - いざというときのお金の援助 20.4%

### 【経済的支援】

- 子供の貧困率
  - ・国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
  - ・全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
  - ・国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
  - ・全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
  - ・母子世帯 42.9% (平成28年度)
  - ・父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
  - ・母子世帯 69.8% (平成28年度)
  - ・父子世帯 90.2% (平成28年度)

## Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

### 教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築  
・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

### 生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援 ・退所後の相談支援
- 支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化  
・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

### 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

### 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

## V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

## Ⅵ 施策の推進体制等

- 国における推進体制 ○地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価 ○大綱の見直し

出典：内閣府

## 5 子供の未来応援国民運動

### ・子供の未来応援運動とは

子供が抱えている貧困の状況は多様で、見えにくいことから、貧困にある家庭や子供へ、必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要があります。政府は、支援したい人や企業と、草の根で子どもたちを支えている NPO などの団体を結びつけ、国や自治体が行う施策を促進させる「子供の未来応援国民運動」を 2015 年にスタートさせました。

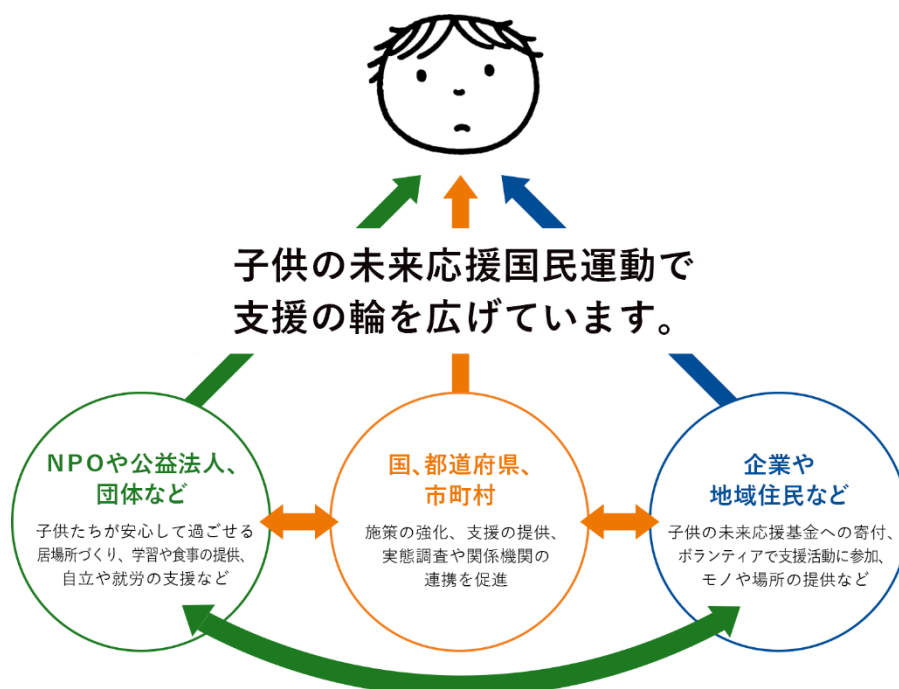
### ・国民一人ひとりの支援をつなぐ

「子供の未来応援国民運動」は、貧困に苦しんでいる子どもに対し、私たち国民一人ひとりの「何かをしたい」という想いをつなげ、行動に変えていくプロジェクトです。現在、大きく 3 つの活動を進めています。

1 つ目は、「子供の未来応援基金」で、企業や個人から広く寄付を募る活動です。集まった寄付は、公募・審査・選定した支援団体の運営資金として提供しています。学習支援を行う団体や子供食堂、児童養護施設など、全国の支援団体に「子供の未来応援基金」が役立てられています。

2 つ目は、企業と NPO 等とのマッチングです。「マッチングネットワーク推進協議会」を通じて、企業と NPO 等団体の支援のニーズをマッチングさせています。企業等にとっては自社の CSR<sup>※</sup>や SDGs（持続可能な開発目標）に関わる取り組みとして、事業の特性に応じた協力が実現します。一方、支援団体側も、企業の協力を得て、幅広く子供の貧困対策を実施することができます。

3 つ目は、「子供の未来応援フォーラム」をはじめとした広報活動です。支援の輪を広げるためには、まず子供の貧困について、国民の皆さんに広く理解してもらうことが何よりも大切です。子供の夢が貧困によって絶たれてしまわないよう、支援の輪を広げています。



## 6 子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）

日本の未来や地域の未来は子ども次第であり、子どもが「自らの可能性を信じられる」「生まれ育った環境に制約を受けない」等の社会づくりが必要です。本市においては、貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちに明るい未来を届けるため、「子どもの未来を応援する首長連合（子どもの貧困対策連合）」に加盟しており、今後も地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策の更なる推進を図ります。

### 「子どもの未来を応援する首長連合」設立趣意書

平成 28 年 5 月 17 日

日本の未来を担うのは、子どもたちです。

子どもたちが明るい未来を夢見て生きていくには、自らの可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていける社会を作ることが必要です。子どもの将来がその生まれ育った環境に左右され、子どもたちの無限の可能性の芽が摘まれるようなことは決してあってはなりません。

しかしながら、近年の都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等が相まって、経済的困窮などにより、様々な困難が生じたときに、家庭が必要な支援につながらず孤立しやすくなっています。そして、その家庭の子どもたちの中には、基本的な生活習慣、自立心・自制心、社会的なマナー・コミュニケーション能力などを身につけることが困難な状況に陥っているケースもあります。さらには、子どもたちの良好な学習環境の不足や、自己肯定感・自尊感情を十分に育めない環境など、生まれ育った家庭の状況に子どもたちの将来が左右されて、再び、経済的困窮家庭を形成するという、いわゆる「貧困の連鎖」が現実社会で生じています。

このような現実直面して、既に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立・施行され、府の子どもの貧困対策に関する大綱や都道府県子どもの貧困対策計画などにより、政府と各自治体が協力・連携して各種施策が推進されつつあります。また、自治体によっては、貧困の連鎖を断ち切るための組織を設置するなど、地域の実情を踏まえた独自の取り組みが具体的に開始されています。

真に「貧困の連鎖」の課題を解決するには、各自治体が、教育・福祉・労働等の施策を有機的に組み合わせ、地域の力を最大限活用して、長期的、継続的に取り組みを推進していくことが不可欠です。それぞれの地域が、地域の特性を踏まえ、自らの地域の特色を活かした取り組みを提案・実践していくことが重要です。

また、こうした取り組みをその地域だけに止めることなく、広域的な連携を図りながら進めることにより、それぞれの地域、そして日本の魅力と総合力を生み出すこととなり、地域社会の活性化にもつながっていくものと考えます。こうした現状認識の下、貧困の連鎖を断ち切る具体的な取り組みを戦略的かつ効果的に実践していくとともに、各自治体の知恵と力を結集し、子どもが希望をもって社会に羽ばたいていけるよう、ここに「子どもの未来を応援する首長連合」の設立を発起する次第であります。

出典：武雄市教育委員会

## 7 用語解説

### あ行

#### ※1 アウトリーチ型 (P50)

支援が必要であるにも関わらず行き届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

#### ※2 親子教室 (P23、P40)

子どもの発育に不安を抱える保護者のための場所であり、子育てに関する悩みを相談しながら情報交換ができるだけでなく、親子が遊びや集団生活を通じて人との接し方を学ぶことができる場所のこと。

### か行

#### ※3 核家族 (P23)

社会における家族の形態の一つであり、具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯（父子・母子家庭）」のこと。

#### ※4 家計相談支援員 (P33)

自治体が設置する生活困窮者の相談窓口で、家計改善に向けたアドバイスを行う人たちのこと。

#### ※5 鹿児島県学校基本調査 (P11)

「学校基本調査」(基幹統計調査)は、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数、卒業生数、教職員数等の状況を明らかにすることを目的に実施している。

#### ※6 かごしま連携中枢都市圏 (P35)

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点的形成することを目的とした施策です。本県においては、鹿児島市が、日置市、いちき串木野市、姶良市と圏域を形成し取り組んでいる。

#### ※7 可処分所得 (P9)

すべての所得から、支払いが義務付けられている税金や社会保険料を除いた残りの所得で、自由に使える手取り収入のこと。



※8 **学校運営協議会（コミュニティ・スクール）**（P34、P37）

学校と保護者や地域の方が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校」を推進するための仕組みのこと。「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいている。

※9 **基本的な生活習慣**（P20、P22、P34）

さまざまな生活習慣のうちで食事、睡眠、排泄、清潔、衣服の着脱などの基本的習慣。これらは乳幼児の心身の円満な発達を促し、将来、望ましい社会生活を送る上で重要な意味を持っている。

※10 **ケースワーカー**（P51、P54）

主に公的機関に勤務し、身体的・精神的な理由によって日常生活を送ることが難しくなった人に対して相談援助業務をおこなう職業のこと。

※11 **国勢調査**（P10、P12、P23）

国内の市区町村ごとの人口、世帯の数・内訳・就業状況・交通手段、年齢別男女比、産業構造、産業別・職業別の就業者数、昼間と夜間の人口の違い、居住の位置・期間・建築・種類などについて調査が行われる。調査の結果は、国や地方公共団体における福祉施策・生活環境整備・被災者数予測を含む災害対策、地方交付税の配分や民間の出店計画・統計利用など生活に関わる様々な場面で使われている。

※12 **国民生活基礎調査**（P2、P9）

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的としている。

※13 **子育てサロン**（P22、P45）

近年の少子高齢化の進行、児童虐待や育児に不安を抱えている人の増加により、孤立しがちな子育て家庭を地域で支援するため、地域を拠点に、子育ての当事者（子育て家庭の親子）など地域住民が、多様な活動を通じて、子育てを楽しみ仲間づくりを行う支え合いの活動のこと。

※14 **子育て世代包括支援センター「チャイまる」**（本市：福祉課 健康保険課）（P53）

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する機関のこと。センターには「妊娠から子育ての保健相談（母子保健型）」と「子育て支援サービスの利用相談（基本型）」の機能がある。

※15 **子ども**（P2 他）

本計画では18歳以下の者を指す。

※16 **子ども・子育て支援** (P2 他)

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。

※17 **子ども・子育て支援事業計画** (P2 他)

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成している。

※18 **子ども食堂** (P8 他)

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場であり、経済的理由や家庭の事情により、共食が難しい子どもに共食の場を確保し、また地域コミュニティの中で、子どもが安心して過ごせる場所を提供することを目的としている。

## さ行

※19 **児童虐待** (P51)

身体的虐待、心理的虐待（言葉による脅しや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待等、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見したりした場合の通告は、法律で義務付けられている。

※20 **児童手当** (P31)

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者などに対し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当のこと。

※21 **児童扶養手当** (P12 他)

父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日）または、児童の心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）を持つ20歳未満の児童を養育している保護者などに対し、生活の安定を図り、自立を促進することを目的として支給される手当のこと。

※22 **社会資源** (P23)

社会が福祉的に必要としている制度や施設、福祉サービスの内容のこと。

※23 **社会福祉士** (P34、P53)

福祉系では、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士と並ぶ、名称独占資格の国家資格であり、医療・福祉・教育・行政機関等にて日常生活を営むのに問題がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行なう専門職のこと。

※24 **就学援助（準要保護）**（P12）

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な学用品や給食などにかかる費用を市町村がサポートする仕組みであり、学校教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備補助金、学校給食費など、教育を受けさせるのに必要な費用が支給される。

※25 **住居確保給付金**（P33）

離職などで住むところがなくなった方や、住む場所を失うおそれが高い方には、就職活動することを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給してくれる制度のこと。

※26 **就労支援員**（P48、P51）

何らかの事情により就労が困難な状況に置かれている方に対し、その人の適性に合う職場探しや就職先の開拓、就職後の職場定着に向けたサポートを行う職種のこと。就労支援の対象となるのは、主に就労を希望する障がい者や生活保護受給者、ひとり親世帯など。

※27 **小中一貫教育**（P34）

初等教育（一般の小学校で行われている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行われている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のこと。

※28 **食育**（P34、P38）

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

※29 **職業訓練校**（P35）

求職者が次の仕事に必要なスキルや知識を身につけるための訓練を行う施設のこと。

※30 **スクールカウンセラー（SC）**（P53）

学校には配属され、児童・生徒または教師の心のケアを行など、集団生活の場である教育施設で関わる人間の精神的負担を少しでも軽くすることを目的とし、教員や保護者、関係機関との連携しつつ子どもの悩みを解決する職種のこと。

※31 **スクールソーシャルワーカー（SSW）**（P23、P34、P37、P51）

児童・生徒の日常生活の悩みやいじめ、暴力行為等の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職です。他にも、不登校の問題を解決するために、本人や家族との生活環境を調整する相談、児童・生徒が通学しやすいような支援学級の準備、学校外からの支援の活用（無料塾や地域の子ども食堂の利用推進）なども行う福祉の専門家のこと。

※32 **精神保健福祉士** (P34)

福祉系では、社会福祉士、介護福祉士、保育士と並ぶ、名称独占資格の国家資格であり、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がいの者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職のこと。

※33 **相対的貧困率** (P9)

等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合のこと。

※34 **生活困窮者自立支援法** (P3)

生活困窮者は様々な理由で陥る状態であり、これまで行われてきた高齢者や児童、障がい者といった分野ごとに分けた枠組みでは支援できない、あるいは十分な支援を行えない人たちを自立支援するために整備された法律です。住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うための所用の措置を講ずることを目的としている。

※35 **生活支援員** (P40、P51)

子どもや家庭に関わる養護、保健、障がい、育成などの相談に応じ、必要な支援を行い、心身機能の維持と向上、社会参加や就労に向けた活動のサポートを行う職種のこと。

※36 **生活保護** (P7 他)

国の厚生労働省の定めにおいて、生活保護の受給を希望する方が資産や働ける能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状態に応じて必要な生活保護を行い、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、また将来的に自立を助長する制度であるとしている。

## た行

※37 **多子世帯** (P30)

満18歳未満の児童(ただし、18歳到達後、最初の3月31日までの間を含む。)を現に3人以上扶養している世帯のこと。

※38 **チャイルド minder** (P23)

様々な事情で子どもを看ることができない保護者に替わって、子どもを自宅や訪問先で預かる保育専門職のこと。少人数を対象にすることで家庭的な温かさを大切に、子ども一人ひとりの個性を尊重する質の高い保育を実践している。

※39 **等価可処分所得** (P9、P15)

世帯の可処分所得を世帯の人数の平方根で割ったもの。

※40 **特別支援教育** (P32、P38)

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

## な行

※41 **乳児** (P42、P44)

出生から満1歳未満までの子どもを指す。

※42 **乳幼児** (P21 他)

乳児と幼児を合わせた呼び名のこと。

※43 **認定こども園** (P40、P44)

日本の幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。

## は行

※44 **伴走型支援** (P50)

深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援のこと。

※45 **ハローワーク（公共職業安定所）** (P35 他)

厚生労働省が全国500カ所以上に設置する公共職業安定所のこと。「職安」とも呼ばれ、就職や転職を目指す人々に対して職業紹介や求職相談、雇用保険の手続きといったサポートを行い、国の安定した雇用の維持に努めている機関のこと。

※46 **非正規雇用** (P16、P22)

働き方、雇用契約の一種であり、アルバイトやパートタイム、派遣社員、契約社員のように、一定期間のみの雇用契約に限定した正規の条件に満たない雇用形態のこと。

※47 **ひとり親** (P3 他)

夫や妻と死別、もしくは離婚した後に婚姻をしていない方、もしくは夫や妻の生死が明らかでない方、または婚姻歴がない方のこと。

※48 **ファイナンシャル・プランナー（FP）**（P22、P33）

人生の夢や目標をかなえるために総合的な資金計画を立て、経済的な側面から実現に導く方法を「ファイナンシャル・プランニング」といい、ファイナンシャル・プランニングには、家計に関わる金融、税制、不動産、住宅ローン、保険、教育資金、年金制度など幅広い知識が必要になる。これらの知識を備え、相談者の夢や目標がかなうように一緒に考えサポートする専門家のこと。

※49 **ファミリー・サポート・センター**（P23）

子育て支援事業を行うために設立されたもので、保育園や幼稚園など保育施設としての機能ではなく、地域における「相互援助組織」であり、乳幼児や小学生などの子育て中の依頼会員（預ける側）と子どもの保育活動の援助を希望する提供会員（預かる側）との連絡、調整などを行い、橋渡しの役割を担っている。

※50 **不妊治療**（P40、P41）

日本産科婦人科学会では不妊の状態にある夫婦が「妊娠を希望し医学的治療を必要とする場合」と定義づけている。

※51 **母子保健サービス**（P51）

母親と子供の健康維持・増進を図ることを目的し、具体的には①健康診査、②保健指導、③療養保護、④医療対策のサービスがある。健康診査には、妊産婦健康診査、乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、先天性代謝異常等検査などがある。

## ま行

※52 **民生委員・児童委員**（P32、P52）

民生委員（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちを見守るとともに、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ支援を行う者。

## や行

※53 **ヤングケアラー**（P20、P22、P53）

法令上の定義はないが、一般に、障がいや病気を抱えていてケアを要する家族がおり、家事や家族の世話、介護、感情面尾サポートなどを行う18歳未満の子どもを指す。

※54 **幼児**（P8 他）

乳児期満了（満1歳）から学齢期（小学校就学前）までの子どもを指す。

## ら行

### ※55 ライフステージ (P30、P40)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

## わ行

### ※56 ワンストップ (P21 他)

1カ所で様々な用事が足りる、何でも揃うこと。(行政においては、従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1カ所で行えるようにすることを指す。行政におけるワンストップを、ワンストップサービスという。)

## アルファベット

### ※57 DV (ドメスティック・バイオレンス) (P51)

家庭内における暴力行為。特に配偶者間や内縁関係、恋人関係等の親密な関係の間等に起こる暴力のこと。身体的な暴力行為のほか、精神的・経済的・性的暴力も含む。「Domestic Violence」の略。

### ※58 GIGA スクール構想 (P20、P35)

1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society5.0の時代を生きる子供たちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策である。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての人にグローバルで革新的な入口を」という意味が込められています。

### ※59 ICT (P35、P37)

PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータ情報通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。「Information and Communication Technology」の略。

### ※60 SDGs (P6、P65)

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。